

答 申

第1 審査会の結論

宮城県警察本部長は、本件審査請求の対象となった部分開示決定において開示しないこととした情報について、別紙1のとおり開示すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 審査請求人は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、宮城県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、平成14年5月20日、「平成11年度宮城県警刑事部、交通部、警備部の報償費支出に関する一切の資料」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、次の文書（以下「本件行政文書」という。）を特定した。

イ 平成11年度の刑事部、交通部の犯罪捜査協力報償費支出に係る行政文書

a. 支出負担行為兼支出命令決議書（債権者内訳書を含む。）、b. 年度・会計・科目訂正決議書、c. 精算通知票、d. 返納決議書、e. 施行伺、f. 犯罪捜査協力報償費支払明細兼残高証明書、g. 返納通知書兼領収書、h. 資金前渡職員預金通帳、i. 現金出納簿、j. 月分捜査費総括表、k. 捜査費支出伺、l. 支払精算書、m. 領収書

ロ 平成11年度の刑事部、交通部、警備部の犯罪捜査協力報償費を除く報償費の支出に係る行政文書

a. 支出負担行為兼支出命令決議書（債権者内訳書及び控除内訳書を含む。）、b. 支出負担行為兼支出命令決議書（物品）、c. 支出負担行為決議書（物品）、d. 支出命令決議書（物品）、e. 精算通知票、f. 施行伺、g. 請求書、h. 施行確認書、i. 支給調書、j. 受領書、k. 消耗品購入要求書、l. 随意契約に係る業者選定について（伺）、m. 消耗品契約締結伺兼購入通知書、n. 見積書、o. 旅行命令（依頼）票、p. 資金前渡職員預金通帳、q. 口座振替依頼書、r. 事実確認報告書

その上で、実施機関は、本件行政文書のうち、一部を除いて開示するとする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成14年6月20日、一部を開示しない理由を次のとおり付して、審査請求人に通知した。

イ 条例第8条第1項第2号に該当する。

本件行政文書には、個人の氏名、本籍、住所、生年月日、年齢、郵便番号、職業、勤務先、債権者コード、口座情報、団体の代表者の氏名等個人に関する情報が記録されている。

ロ 条例第8条第1項第7号に該当する。

本件行政文書には、随意契約に係る業者選定の際に予定価格の算定基礎となる計算式が記録されており、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正かつ円滑な執行に支障が生じる。

ハ 条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当する。

本件行政文書には、本件処分の時点までに公表されていない警察職員の氏名、印影、資金前渡職員の口座番号、その他の条例第8条第2項本文に規定する情報に該当する情報が記録されており、これらを公開することにより、犯罪の捜査、予防等公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある。

ニ 条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当する。

本件行政文書には、捜査員の氏名、印影、事件関係者等の氏名、住所等事件関係者等の個人を特定する情報及び捜査活動の内容に関する情報等が記録されており、公開することにより、犯罪の捜査、予防等公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められる。

3 審査請求人は、平成14年7月23日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、本件処分を不服として、実施機関の上級行政庁である宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対し審査請求を行った。

4 なお、本件行政文書と同一行政文書について、公安委員会及び警察本部長が条例の実施機関になる以前の情報公開条例の規定に基づき、宮城県知事（以下「知事」という。）を実施機関として開示請求（平成13年1月30日付け）がなされたが、これに対して行われた部分開示決定（平成13年2月13日付け）に係る文書開示拒否処分取消訴訟（平成13年4月4日提訴）の仙台地方裁判所判決（平成15年1月16日言渡し）において開示することとされた情報のうち知事が控訴

の対象としなかった以下の情報につき，知事は，平成15年3月5日，原処分を変更決定し，開示した。

- a 刑事部長から表彰を受けた通訳人派遣団体の名称
- b aの団体の代表者氏名
- c 刑事部長から表彰を受けた死体解剖医の氏名及び所属
- d 随意契約に係る業者選定の際に予定価格の算定基礎となる計算式
- e 質屋又は古物商に対する報償金額及び報償の等級
- f 警察犬指導士出勤手当に係る出勤月日
- g 犯罪捜査協力報償費の月額及び当該月額から明らかになる情報
- h 犯罪捜査協力報償費を施行した月
- i 捜査費総括表の官職，氏名，印影
- j 捜査費支出伺の決裁欄の印影，勤務課署名
- k 支払精算書のあて名，勤務課署名，決裁欄の印影

この知事の変更決定に伴い，実施機関は，同日，当該変更決定と同一の内容により本件処分の変更を決定し（以下「本件変更処分」という。），上記 a ないし k に掲げた情報を審査請求人に開示した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は，本件処分の取消しを求めるといものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が，審査請求書，意見書及び宮城県情報公開審査会（以下「審査会」という。）における意見陳述で主張している審査請求の理由を総合すると，おおむね次のとおりである。

（1）条例第8条第1項第2号該当性について

条例第8条第1項第2号は，個人に関するプライバシーの保護を目的とするところ，同項同号に該当するか否かに当たっては，県民の知る権利が不当に制限されることがないように判断がなされるべきである。この点については，「個人に関する情報とは，公開原則の例外とするにふさわしい，みだりに公にされることが相当でない情報に限定されているのであって，個人に関する事項のうち，もっぱら私事に関するものと通常理解される情報のみを指すと解するのが相当である。すなわち，個人の行動であっても，…法人等社会的活動を行っている団体において職務上の行為としてされた場合…もはや私事に関するものとはいえないのであるから，当該行動に関する情報は，本件

条例にいう個人に関する情報には該当しないというべきである。」(東京高裁平成11年4月28日判決)とのメルクマールが妥当する。

本件行政文書を公開することによって、個人のプライバシーが侵害されるとは認められず、精神鑑定嘱託医、部外講師、被表彰団体の代表者、被表彰者等の情報は条例第8条第1項第2号には該当しない。

特に、表彰について言えば、宮城県警察という公的機関からの授与であり、義務としてではなく、受贈者の受け取る希望を確認した上で授与しているものであることから、むしろ公表を予定している情報であると言わざるを得ない。

(2) 条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号該当性について

イ 一般的に、過去において行政機関がその保有する文書を行政機関側の種々の名目の下に、恣意的濫用的に秘密として扱い、そのことが地方自治の健全な発展を阻害していたことから、情報公開条例はそれらの弊害の除去も考慮に入れて制定されている。このような事情に鑑みれば、条例の非開示条項該当性を専ら行政機関の側の利便性を基準に、その主観的判断に基づいて決するとすれば、その範囲が不当に拡大する危険性があり、ひいては情報公開制度の実質的意味が失われることにもなりかねない。したがって、実施機関が条例に基づく開示請求に対して非開示条項該当性を判断するに当たっては、厳格に行わなければならない。

条例第8条第2項本文にいう「公共の安全と秩序に支障が生ずるおそれのある情報」とは、「おそれ」が主観的、抽象的に認められるだけでは不十分であり、客観的、具体的に認められることが必要であると解すべきである。単に抽象的な可能性があれば足りるものではなく、本件報償費支出の目的、対象等に鑑みて、犯罪の予防、捜査等公共の安全と秩序の維持に対して具体的な支障が生じるおそれがある場合でなければならない。

また、この「おそれ」は、実施機関が立証責任を負っており、実施機関において「おそれ」があることについて具体的に主張立証がなされなければ、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号該当性は否定されなければならない。

実施機関が条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号該当性について主張している「おそれ」の具体的理由に関しては、総じて、非現実的かつ不合理なものであり、極めて観念的、抽象的な危惧にすぎず、抽象的かつ不確定な単なる憶測の域を出るものではないと言わざるを得ない。

ロ 実施機関は、警察活動が反発を受ける可能性が高いとして、警察活動の特

殊性を必要以上に強調し，警察職員情報は一般的に非開示であるかのように主張しており，到底容認できない。

警察業務のすべてが警察規制を物理的かつ強制的に実現するものではないし，警察業務だけが反発，反感を招きやすいとは必ずしも言えない。相手方から反発，反感を招きやすいという点で言えば，およそ公権力に係わる機関は警察同様，反発を招きやすいと言える。警察がいかにも常に反発や抵抗にさらされているとか，警察官襲撃事件が多数存在するかのように強調するのは誇張である。

従来非開示とされていた警部相当職の警察職員の氏名，印影が平成14年6月27日付けで開示決定に変更されたが，その後開示された警部以上の職員に対して，非開示理由にあるような攻撃，懐柔，嫌がらせ等は生じていないはずである。そして，警部相当職以上の警察職員と警部補相当職以下の警察職員とを区別する合理的理由はない。

八 実施機関は，預金口座番号及びお客様番号を非開示とする理由として，警察組織や職員を敵視し，警察活動を妨害することを企てる人物，団体等によって預金口座情報を悪用した犯罪が敢行されるおそれがあるなど，公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとしているが，預金口座情報を悪用した犯罪とは，どのような犯罪であるのか，到底考えがたい。

また，実施機関は，架空名義による架空入金により警察における出納事務の執行を妨害するなど，警察活動に支障が生じるおそれがあるとしているが，架空名義による架空入金があったとして，それがなぜ妨害に値する行為と言えるのか疑問である。警察に対する妨害を企図する者は，このような架空入金による妨害などは考えないはずである。

二 実施機関は，被表彰団体の名称等を非開示とした理由として，a.団体名が明らかになれば，その団体から業種が判明し，それによって捜査への協力内容が推定されること，b.開示している功労の概要や施行日等の他の公刊情報を組み合わせることにより，特定の事件や犯罪が推定されることを挙げているが，これらはいずれも不可能である。つまり，業種から捜査への協力内容が推定されるとは限らないし，また，窃盗，詐欺，強盗，傷害等の同種犯罪が多い中で，犯罪者等が自ら検挙されるに至った情報と被表彰団体とを結びつけることはできない。

また，犯罪捜査功労等との表彰理由では，どのような犯罪のどのような捜査協力であるのか全く分かり得ないし，検挙の時期と表彰の時期とには時間的なずれがあるはずであり，当該団体の捜査協力により自己が逮捕された事実を知ること，ほとんど不可能である。

したがって、当該団体等に対し、逆恨みや報復、証拠隠滅等を目的とする攻撃や嫌がらせが行われるおそれがあるほか、将来において協力が差し控えられるなどの信頼と協力関係を損ねることになるとの非開示理由は、非現実的で不合理な主張であると言わざるを得ず、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号には該当しないと言うべきである。

ホ 質屋又は古物商（以下「質屋等」という。）押収品還付報償金に関する受領者の氏名、住所等の情報について、実施機関は、特定事件に係る犯罪捜査に協力した質屋等が識別され得ることとなり、被疑者や犯罪集団等からの逆恨みや報復目的の攻撃や嫌がらせが行われるおそれがあることを非開示理由としている。

しかし、被害物件の入手先や発見の端緒等は捜査記録に記載されており、刑事裁判においては、被告人及び弁護人はそれらの捜査記録を閲覧し得るのであるから、質屋等の情報についても秘匿を前提としているとは言いがたい。また、翻って考えれば、被疑者等関係者は、自らが盗品等を持ち込んだ質屋等のことは当然分かっているはずであり、本件行政文書の公開によって協力した質屋等を初めて知り得ることになるわけではない。

さらに、質屋等は盗品等を扱った場合、法律上警察への届出が義務付けられており、刑事事件について第三者としての立場にある質屋等が逆恨みされることは考えられない。

ヘ 報償費のうち犯罪捜査協力報償費については、架空の受取人に支出されている疑いが極めて強い。

犯罪捜査協力報償費の支出が架空である、あるいは裏金捻出等違法な経理が行われている疑いが強いと主張する根拠は次のとおりである。

- a 平成11年度及び平成12年度の犯罪捜査協力報償費の支出が不自然な使い切り状態となっている。犯罪捜査協力報償費は各種犯罪の捜査等に関する情報提供者、捜査協力者（以下「情報提供者等」という。）に対する謝金であり、偶発的、突発的に支出される犯罪捜査協力報償費が、ほぼ使い切りの状態にあるというのは、その性格上、不自然である。
- b 警視庁における内部告発者によれば、犯罪捜査協力報償費の100パーセントが架空であり、そのような犯罪捜査協力報償費の支出の実態は、どの自治体でも同じであると断言している。
- c 平成11年4月23日の写真週刊誌には、警視庁銃器対策課において情報提供謝礼を受け取った領収書がすべて偽造、つまり情報提供とは無関係な人物の氏名、住所を勝手に使い、情報提供者に仕立て、情報提供謝礼を支払ったように見せかけていたという記事が掲載されている。

以上の理由を総合すると、宮城県警察本部における犯罪捜査協力報償費についても、実際に情報提供者等に対して支出されているという実態はなく、裏金として費消されていることは間違いない。

このように、犯罪捜査協力報償費の支出が全くの架空であれば、本件行政文書に記録されている情報は架空のものであり、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当しないことは言うまでもない。非開示処分の理由としてこれらの条項を主張するのは、不正経理が発覚することを隠蔽するためのものにすぎない。

ト このように、本件行政文書を公開することによって、犯罪の捜査、予防等公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められず、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号には該当しない。

(3) 条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号該当性について

(2) - へと同様の理由から、犯罪捜査協力報償費の支出が全くの架空であり、本件行政文書における領収書は架空のもの又は第三者名義で偽造されたものであり、本件行政文書を公開することによって、犯罪の捜査、予防等公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められず、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号には該当しないことは言うまでもない。

犯罪捜査協力報償費が架空であるとの審査請求人の主張に対し、実施機関としては、例えば任意に抽出した領収書について、犯罪捜査協力報償費が実際に情報提供者等に手渡されている事実があることを立証しさえすれば、このような疑いは払拭されるどころであり、実施機関は、かかる疑いを払拭できるだけの具体的な立証を尽くすべきである。

しかし、犯罪捜査協力報償費の不正経理の疑いが濃厚であるにもかかわらず、犯罪捜査協力報償費の支出の真実性について、実施機関はなんら釈明も立証も行わないものであり、犯罪捜査協力報償費に関する不正経理の疑いをさらに強めるものであると言わざるを得ない。

(4) 条例第8条第1項第7号該当性について

予定価格の算定の基礎となる情報が公開されることによって、随意契約における契約単価の公正さが害されることは全くない。予定価格が公表されることによって、物品購入の随意契約が締結できなくなるという事態はあり得ないはずである。

したがって、本件行政文書を公開することによって、将来の同種の事務事業の公正かつ円滑な執行に支障が生じるとは認められず、条例第8条第1項第7号には該当しない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述等で説明している内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書について

本件行政文書は、報償費の支出に係る財務会計帳票及びその支出の原因となるその他の書類であるが、内容及び支出目的により分類すると、大別して、一般報償費、犯罪捜査に関連する報償費(以下「犯罪捜査関連報償費」という。)、犯罪捜査協力報償費の3つに分類できる。

なお、本件行政文書は報償費の支出に係る文書に係る開示請求であり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定により、警察の職員が知事の委任を受け、又は知事の補助執行として作成し、又は取得したものに該当することから、本件行政文書に記録されている情報で、公共安全情報に該当するとして非開示と判断した部分については、条例第8条第2項本文又はただし書のいずれかの規定を適用している。

(1) 一般報償費

一般報償費は、講習会等における部外講師依頼、部外協力者等への感謝状贈呈、事件検挙功労職員の部内表彰、運転免許事務に係る精神鑑定等に伴う報償費である。

(2) 犯罪捜査関連報償費

犯罪捜査関連報償費は、死体解剖謝金、質屋等に対する報償費、警察犬関係の報償費などの犯罪捜査活動に関連する報償費である。

(3) 犯罪捜査協力報償費

イ 犯罪捜査協力報償費の性格

犯罪捜査協力報償費は、犯罪捜査の過程において必要となる経費、すなわち犯罪の捜査等に従事する警察職員(以下「捜査員」という。)の活動のための諸経費及び情報提供者等に対する諸経費であって、その経費の性質上、特に緊急を要し、及び捜査上の秘密が伴うため、他の一般的な経費と同様の支出手続による取扱いとした場合には、捜査活動上の支障を来すことが必至であることから、概括的な金額の資金前渡によるなどの支出手続によって取り

扱われているものであり，特にその秘匿性に配慮した取扱いがなされているものである。

ロ 支出事務等

犯罪捜査協力報償費は，教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則(昭和51年宮城県規則第60号)，財務規則(昭和39年宮城県規則第7号)等に基づき，警察本部に対して配当された歳出予算として，実施機関がその事務を補助執行し，各所属の所要見込み等に応じて配分(令達)した上で執行されている。

各所属の取扱者は所属長であり，配分(令達)された予算額と犯罪捜査等の状況を見定めて，当該所属の資金前渡職員に対して支出事務を命じ，所要見込み額について資金前渡させている。

また，犯罪捜査協力報償費の支出事務については，計画的な支出が予定されている一般的な事務経費の支出とは異なり，突発的に発生する事件捜査に常時対応する必要があることや，予算執行事務の適正管理及び捜査の効果的遂行を実現する必要があることなどから，現金管理や随時の資金前渡等を行っているものであり，資金前渡された現金を必要の都度，取扱者が捜査員に交付することによって，必要とする経費を支払うこととなり，緊急の対応をも想定した常時対応し得る資金としての管理がなされているものである。

ハ 捜査活動に伴う必要経費の例

捜査活動に伴い必要となる主な経費は，次のとおりである。

(イ) 捜査協力者に対する謝礼

犯罪現場等における鑑識活動において，居宅内外装，自動車，家具等物品の汚損，破損等を伴う鑑識活動や鑑識活動に必要な電気，水，指紋の付着したコップ，書類等の物品の提供といった協力に対する謝礼

(ロ) 情報提供者に対する謝礼

(ハ) 情報提供者等との接触に要する経費

捜査員が情報提供者から情報提供を受ける場合に要した飲食費や情報提供者の交通費

(ニ) 公衆電話等の通信費

二 作成，取得される書類

犯罪捜査協力報償費の執行に伴い作成又は取得する書類は次のとおりである。

(イ) 財務会計帳票等

支出負担行為兼支出命令決議書，年度・会計・科目訂正決議書(本件行

政文書では科目訂正があったため含まれたもの), 精算通知票, 施行伺(資金前渡伺), 犯罪捜査協力報償費支払明細兼残高証明書, 現金出納簿, 資金前渡職員普通預金通帳

(口) 支出証拠書類

月分捜査費総括表, 捜査費支出伺, 支払精算書, 領収書

ホ 支出証拠書類の取扱い

支出証拠書類には, 特定の事件名や捜査員の氏名, 情報提供者等の氏名等及び個々の捜査に係る個別の執行金額が記載されており, 犯罪捜査に直接的に関係する情報が具体的に記録されている。

したがって, これらについては犯罪捜査の密行性や情報提供者等の情報源を完全に秘匿する必要があり, 厳重な秘密保持が要求されるものであることから, 支出証拠書類を一体の綴りとして, 犯罪捜査協力報償費の取扱者であり, かつ捜査指揮の責任者でもある所属長において保管及び管理がなされている。

また, このような支出証拠書類の性質に鑑み, 出納事務上も特別な配慮がなされ, その内容を証明するものとして, 犯罪捜査協力報償費支払明細兼残高証明書を作成し, 取扱者が奥書証明の上, 出納機関に提出することによって, その支出の適正に関する審査を受けているものである。

2 本件非開示情報と条例の非開示条項該当性について

各非開示情報に括弧書で併記しているのは, 実施機関が当該非開示情報に適用している非開示条項である。(: 条例第 8 条第 1 項第 2 号, : 条例第 8 条第 1 項第 7 号, 本文: 条例第 8 条第 2 項本文, ただし書: 条例第 8 条第 2 項ただし書)

(1) 全文書に共通して非開示とした情報

イ 警察職員の氏名等に関する情報(本文)

警察業務の中核は, 警察規制を物理的かつ強制的に実現するものであり, 結果としてその相手方となる者の反発や反感を招きやすい性質を有していることから, 警察組織や警察職員を敵視する人物, 団体によって警察組織や警察職員が攻撃を受けた事例が, 本県及び全国で多数存在する。

このような警察組織や警察職員を敵視する人物, 団体は, 警察活動の動静を含めた警察に関する情報に異常なまでの関心を持っており, 警察職員を対象に, その配置状況や家族等を把握しようとしたり, 警察施設, 警察装備等の実態を把握しようとするなど, あらゆる手段, 方法によって情報収集や調査活動を行っているのが実態である。

このような警察組織，警察職員の特質から判断すると，本件行政文書に記録されている特定の警察職員の氏名等を公開することによって，当該職員やその家族のプライバシーが侵害されたり，襲撃，工作等の被害を受けるおそれがあり，公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるものと認められ，これらの情報は条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当するものとして非開示とした。

ただし，警察職員の氏名等に関する情報のうち，本件処分の時点までに宮城県職員録又は新聞の人事異動記事により氏名が公表された警部相当職以上の警察職員については，既に警察職員である事実が明らかにされていることから，氏名等を公開することによって支障が生じるおそれはないものと認められることから開示した。

ロ 資金前渡職員の普通預金通帳に係る口座番号（ 本文 ）

前記イで述べた警察業務の性質に照らし，資金前渡職員の預金口座に関する情報のうち，預金口座番号及びこれと同一の番号により記録されているお客様番号を公開することにより，警察組織や警察職員を敵視し，警察活動の妨害を企てる人物，団体によって，預金口座情報を悪用した犯罪が敢行されるおそれがあるなど，公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められ，これらの情報は条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当するものとして非開示とした。

（2）一般報償費

イ 部外講師謝金（ ， 本文 ）

（イ）宮城県警察が研修，講習会又は講演会等を実施するに当たり，研修，講習又は講演等の講師等を部外の有識者又は宮城県警察 B等（以下「部外講師」という。）に依頼することがある。

本件行政文書には，部外講師の住所，印影，電話番号の数字を用いた債権者コード（以下「債権者コード（電話番号）」という。），口座情報が記録されており，これらの情報は個人に関する情報であって，特定の個人が識別され得るものに該当すると認められ，条例第8条第1項第2号本文に該当し，同項同号ただし書イ又はロに該当しないと認められる。

（ロ）本件行政文書に記録されている本件処分の時点までに公表されていない警察職員の氏名及び資金前渡職員の口座情報については，前記（1）-イ又はロで述べたとおりである。

ロ 表彰に伴う報償費（ ， ， 本文 ）

(イ) 本件行政文書には、被表彰団体の代表者の氏名、被表彰者の氏名、住所、勤務先、屋号が記録されており、これらの情報は個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものに該当すると認められ、条例第8条第1項第2号本文に該当し、同項同号ただし書イ又は口に該当しないと認められる。

(ロ) 刑事部長表彰は、犯罪の予防、犯罪捜査への協力、被疑者の逮捕等に功労があったと認められる部外団体又は個人に贈呈されるものであるが、人命救助に対して贈呈される感謝状のように、部外に対して広く知らしめるべきものとは性格を異にしている。

刑事部長感謝状の贈呈に伴う報償費の支出に関する本件行政文書の施行伺には、贈呈の対象となった団体の名称、当該団体の代表者氏名、役職名、被表彰者である死体解剖医の所属、氏名等が記録されている。

条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当することを理由に団体の名称を非開示としたものは、a. 特定事件の被疑者に関する情報を提供したもの、b. 特定事件の捜査における通訳人を派遣したもの、c. 暴力団排除活動の推進に功績があったもの、d. 捜査支援資料を提供したもの、e. 捜査活動に係る技術支援をしたものである。

a. 特定事件の被疑者に関する情報を提供したものと及びb. 特定事件の捜査における通訳人を派遣したものについては、団体の名称を公開した場合、その名称から業種が判明し、犯罪捜査協力の内容が推定されることとなり、さらに、開示している「功労の概要」欄に記録されている情報や施行時期等の他の公刊情報との組み合わせにより、特定の事件や犯罪が推定され、その結果明らかになった団体に対して、逆恨みや報復目的の攻撃や嫌がらせが行われるおそれがあるほか、公表されることを前提としていない協力等が、将来において差し控えられるなど犯罪捜査における信頼と協力関係を損なうことともなり、団体の名称を公開すると、公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあり、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当し、非開示とした。

c. 暴力団排除活動の推進に功績があったものについては、団体の名称を公開した場合、開示している「功労の概要」欄に記録されている情報から、当該団体が暴力団排除活動に顕著な功績があることが明らかになり、暴力団による攻撃や嫌がらせを受ける可能性があるため、団体の名称を公開すると、公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあり、条例第8条

第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当し、非開示とした。

d. 捜査支援資料を提供したもの及び e. 捜査活動に係る技術支援をしたものについては、団体名を公開した場合、その名称から業種が判明し、資料提供又は技術支援の内容が推定されることになる。これらの資料及び技術は、警察における犯罪捜査の手法となる捜査技術であり、これらが明らかになれば、犯罪を企図する者にとっては、捜査に対する対抗手段を講じたり犯行を容易にするなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるほか、公表されることを前提としていない協力等が、将来において差し控えられるなど犯罪捜査における信頼と協力関係を損ねることともなるため、団体の名称を公開すると、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあり、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当し、非開示とした。

条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当することを理由に特定の個人の氏名等を非開示としたものは、被表彰団体の代表者として記録されている者の氏名、役職名、被表彰者である死体解剖医の所属、氏名等である。

このうち、被表彰団体の代表者として記録されている者の氏名等を非開示としたのは、当該団体の名称を非開示とした前述の理由のとおりである。

被表彰者である死体解剖医の所属、氏名については、これを公開した場合、解剖の結果を端緒とする殺人等の犯罪事実が判明した事件において、当該犯罪の被疑者その他の関係者が無罪判決を得るために当該解剖医に対して懐柔、脅迫又は攻撃や嫌がらせ等を加えるおそれがあり、又は解剖所見の変更を強要して罪証隠滅を図るおそれがあるなど、死体解剖医の所属、氏名を公開することによって公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあり、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当し、非開示とした。

(八) 本件行政文書に記録されている本件処分の時点までに公表されていない警察職員の氏名は、前記(1)-イで述べたとおりである。

(二) 随意契約に係る業者選定伺には、随意契約に係る業者選定の際に予定価格の算定基礎となる計算式が記録されている。随意契約は特定の相手方と自由に契約を締結するものであることから、公正な契約価格を担保することが必要になるが、そのために競争入札に準じて予定価格積算基礎により

予定価格を定めており，それにより契約の相手方が提示する価格の当否を検討することとしている。

そして，本件随意契約に係る物品購入については，将来にわたって同一又は同様規格の事務用品等を購入する必要性があるところ，予定価格の算定基礎となる計算式を公開すると，本来の入札制度の目的とする競争が妨げられるなど，当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり，また，これらの事務事業の公正若しくは円滑な遂行に支障が生じると認められ，条例第8条第1項第7号に該当し，非開示とした。

八 精神鑑定嘱託謝金（ ， 本文）

（イ）本件行政文書には，精神鑑定の嘱託を受けた医師の氏名，住所，郵便番号，債権者コード（電話番号），口座情報等が記録されており，これらの情報は個人に関する情報であって，特定の個人が識別され得るものに該当すると認められ，条例第8条第1項第2号本文に該当し，同項同号ただし書イ又はロに該当しないと認められる。

（ロ）精神に障害を抱える者が運転免許申請（運転免許試験の受験）を行う場合，あらかじめ受験相談を実施することがあり，当該相談者が主治医の診断書を提示し，その内容から受験の適格性を判断しているが，当該判断の適正を期すため，公安委員会が指定する医師に対して診断書に基づく鑑定，主治医への照会を嘱託している。本件の場合においては，嘱託を受けた医師は，当該相談者と直接面談をせず，主治医に対して病状等を照会することによって鑑定を行ったものであり，その鑑定結果に基づき，公安委員会が受験拒否等を判断したところである。

本件行政文書には，精神鑑定の嘱託を受けた医師の氏名，住所，郵便番号，債権者コード（電話番号），口座情報等が記録されているが，これらを公開すると，過去において受験拒否処分を受けた者が，当該処分の根拠となった鑑定をした嘱託医を逆恨みし，攻撃や嫌がらせを行うおそれがあるほか，鑑定を依頼するに際して公表を前提としていないものであることから，将来において鑑定依頼が断られるなど，公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあり，条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当し，非開示とした。

（ハ）本件行政文書に記録されている本件処分の時点までに公表されていない警察職員の氏名は，前記（1）-イで述べたとおりである。

（3）犯罪捜査関連報償費

イ 質屋等押収品還付報償金（ ， 本文）

（イ）本件行政文書には，質屋等を営む者の氏名，印影，年齢，住所，質屋等の屋号，被疑者の氏名，生年月日，年齢，本籍，住居，職業，被害者の氏名，住所，年齢等が記録されており，これらの情報は個人に関する情報であって，特定の個人が識別され得るものに該当すると認められ，条例第8条第1項第2号本文に該当し，同項同号ただし書イ又は口に該当しないと認められる。

（ロ）質屋等押収品還付報償金は，窃盗事件等の犯罪捜査において，質屋等が入質等により受け取った物品のうち盗品であることが判明した場合の届出に対して，その捜査協力の内容や状況及び届出による経済的損失を加味して，所定の等級を適用して交付するものである。捜査協力のあった質屋等を営む者の氏名，印影，年齢，住所，質屋等の屋号，「事件の概要」や「協力の状況」欄に記録されている犯行日や被害者，犯行の内容，被害品等の情報を公開すると，特定の事件に係る犯罪捜査に協力した質屋等が識別され得ることとなり，被疑者や関係者（犯罪集団）等から逆恨みや報復目的の攻撃，嫌がらせを受けるおそれがある。

また，「受賞行為に対する意見」欄には，特定の事件の具体的な捜査状況や捜査機関から見た質屋等の協力に対する評価等が記録されており，これらの情報を公開すると，被疑者やその関係者等が当該事件の捜査状況を知り得ることとなり，逃走や証拠隠滅等を図り，又はこれを容易にすることとなり，犯罪捜査を困難にするなどのおそれがある。

したがって，前述の情報を公開すると，公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあり，条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当し，非開示とした。

（ハ）本件行政文書に記録されている本件処分の時点までに公表されていない警察職員の氏名及び資金前渡職員の口座情報は，前記（1）-イ又は口で述べたとおりである。

ロ 死体解剖謝金（ ， 本文）

（イ）本件行政文書には，解剖された死者の氏名及び年齢が記録されており，これらの情報は個人に関する情報であって，特定の個人が識別され又は識別され得るものに該当すると認められ，条例第8条第1項第2号本文に該当し，同項同号ただし書イ又は口に該当しないと認められる。

（ロ）本件行政文書には，死体解剖医の氏名，印影，所属，解剖場所，口座情

報等が記録されており，これらの情報を公開すると，解剖結果を端緒として殺人等の犯罪事実が判明した事件等において，当該犯罪の被疑者その他の関係者が無罪判決を得るために当該解剖医に対して懐柔，脅迫又は攻撃や嫌がらせを加えるおそれがあり，又は解剖所見の変更を強要して罪証隠滅を図るおそれがあるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあり，条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当し，非開示とした。

八 警察犬飼育奨励金，警察犬指導士出動報償費等（ ， 本）

（イ）本件行政文書には，警察犬所有者又は警察犬指導士の氏名，住所，郵便番号，債権者コード（電話番号），口座情報，警察犬審査会審査員の氏名，印影，警察犬出動に伴う施行理由に係る事件現場等が明らかになる情報及び出動月日等が記録されており，これらの情報は個人に関する情報であって，特定の個人が識別され得るものに該当すると認められ，条例第8条第1項第2号本文に該当し，同項同号ただし書イ又はロに該当しないと認められる。

（ロ）本件行政文書には，警察犬所有者又は警察犬指導士の氏名，住所，郵便番号，債権者コード（電話番号），口座情報等が記録されているが，これらの情報を公開すると，警察を敵視し，又は反感や反発を抱く個人，団体が，警察犬の運用による捜査手法に関する情報を入手するため，又は特定の犯罪の出動事実の確認や出動で得られた物的証拠の有無などの捜査状況を調査するため，当該警察犬指導士に対して威迫や懐柔を行い，又は警察犬の運用を妨害するために当該警察犬指導士に対する嫌がらせ等が行われるおそれがあるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあり，条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当し，非開示とした。

また，すべての警察犬は社団法人日本警察犬協会に登録されており，当該警察犬の所有者に関する情報も登録されている。したがって，当該法人に対して警察犬名で照会することにより，所有者の氏名，住所等が割り出されるおそれがあることから，警察犬名を前述と同様の理由により非開示とした。

さらに，警察犬審査会における審査員は，社団法人日本警察犬協会から派遣された一般の個人であるが，警察犬又は警察犬の運用に関しての専門的な知識，技能を有する者であって，本県警察における警察犬運用の具体的な体制等を知り得る立場にあることから，警察犬審査会における審査員の氏名，印影を前述と同様の理由により非開示とした。

(八) 本件行政文書に記録されている本件処分の時点までに公表されていない警察職員の氏名及び資金前渡職員の口座情報は、前記(1) - イ又はロで述べたとおりである。

(4) 犯罪捜査協力報償費

A 財務会計帳票に記録されている情報

イ 金額に関する情報(ただし書)

犯罪捜査協力報償費は、凶悪事件、窃盗事件、暴力団犯罪、暴走族等による犯罪等広範な事件に係る犯罪捜査の過程において情報を提供し、又は捜査に協力をした者に対する謝礼等として支払われるほか、汚職事件や贈収賄事件等の長期にわたって継続的に行われている内偵捜査、情報収集等に伴い、謝礼等として支払われる。

このような経費は、まさに警察における犯罪捜査活動のための経費であり、その時々々の犯罪情勢や犯罪捜査の状況等を含めた実際の犯罪捜査の状況が反映されたものとなっており、犯罪捜査報償費の金額に関する情報は、県警察における犯罪捜査活動に直結した情報である。

このため、犯罪捜査を担当する各所属別の執行金額は、当該所属の犯罪捜査の状況を数値的に表しているものであって、これらの執行金額を公開すると、以下のとおり公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められ、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当し、非開示とした。

- a 当該所属の担当する捜査及び被疑者等が持つ犯行等の具体的な内容等の情報を組み合わせることによって、当該所属における捜査活動の動静等を把握することが可能になる。
- b 特定の事件の被疑者その他の関係者が自己に対する捜査の状況等を推察して逃亡し、又は被害関係者等を威迫するなどによる罪証隠滅を図るおそれがある。
- c 特定事件又は特定所属の情報提供者等が、自己の情報提供等に対する報償費の金額と照らし合わせ、金額の増額を要求し、又は将来の捜査協力を拒否するおそれがある。

ロ 領収書枚数、支払日、捜査員の氏名等、支払事由に関する情報(ただし書)

本件行政文書に記録されている領収書枚数、支払日、捜査員の氏名等、支払事由に関する情報は、犯罪捜査等の具体的な内容を直接的に反映したものであって、これらの情報を公開すると、以下のとおり公共の安全と秩

序の維持に支障が生じるおそれがあると認められ、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当し、非開示とした。

- a 上記イ以上に確定的に犯罪捜査活動に係る動静等の把握を可能とし、特定の事件の被疑者等が、自己に対する捜査の状況等を推察して、逃亡又は罪証隠滅等を図り、又は捜査の妨害、混乱等を企図し、捜査員や警察施設等に対する攻撃、工作等を敢行する可能性がある。
- b これらの情報は情報提供者等との接触や連絡等があった事実と直結するものであるところ、確定的な時期や金額等から、本来秘匿されるべき情報提供者等が特定され、警察に対する情報提供等の事実を原因とした当該情報提供者等の生命、身体、財産等に対する直接的な危害が加えられるおそれがあるほか、犯罪を企図する者にとっては、捜査の網をかいぐった犯行を容易にし、又は被疑者等にとっては逃亡、罪証隠滅を容易にすることとなる。
- c 捜査員と情報提供者等との関係は、情報提供者等の存在等を完全に秘匿することを前提として成り立っているものであり、このような協力関係の前提となる捜査員と情報提供者等との信頼関係を反故にすることにもなり、将来の捜査に対する情報提供等を得られなくなるだけでなく、情報提供者等を不安に陥れることにもなり、犯罪捜査の根幹である情報収集等に重大な支障を来す。

八 本件処分の時点までに公表されていない警察職員の氏名及び資金前渡職員の口座情報（本文）

本件行政文書に記録されている本件処分の時点までに公表されていない警察職員の氏名及び資金前渡職員の口座情報は、前記（1）- イ又は口で述べたとおりである。

B 支出証拠書類に記録されている情報

イ 判断の前提

警察官が犯罪捜査を行うに当たっては、「被疑者その他の者の名誉を害しないように注意し、且つ、犯罪の妨げとならないよう注意しなければならない。」（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第196条）、また、「犯罪の捜査の端緒又は犯罪捜査の資料を提供した者の名誉又は信用を害することのないよう注意しなければならない。」（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第9条第2項）、さらに、「被害者等に後難が及ぶおそれがあると認められるときは、被疑者その他の関係者に、当該被害者等の氏名又はこれらを推知させるような事項を告げないようにするほか、必要に応じ、当該被害者等の保護のための措置を講じなければならない。」（犯

罪捜査規範第11条)とされている。

つまり、犯罪捜査においては、その密行性や情報源の秘密に特に配慮した活動が行われることとされている。

支出証拠書類には、特定の事件名、捜査員の氏名、情報提供を受けた時期、場所等、犯罪捜査に関する手法、技術等に関する情報等が具体的に記録されているほか、個々の犯罪捜査における特定の情報提供者等の氏名、住所等、情報源の秘密に関する情報が具体的に記録されている。

また、犯罪捜査協力報償費の支出は、公金の支出であるから、本来は支出証拠書類についても支出原因となる証拠書類として位置付けられるものではあるが、記録されている情報の性質に鑑み、一般的な経費の支出事務と同様の取扱いができるものではなく、その秘匿性に特に配慮して取り扱われているものである。

したがって、支出証拠書類は、犯罪捜査の密行性や情報提供者等情報源の秘匿性に配慮し、これを一体のものとして保管管理しているものであるため、本件処分においては、書類綴りを独立した一体の部分として、その全部を非開示としたものである。

ロ 金額に関する情報(, ただし書)

(イ)本件行政文書には情報提供者等の氏名、住所、印影が記録されており、これらの情報は個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものに該当すると認められ、条例第8条第1項第2号本文に該当し、同項同号ただし書イ又はロに該当しないと認められる。

(ロ)本件行政文書には、特定の事件名、捜査員の氏名、情報提供を受けた時期、場所等、犯罪捜査に関する手法、技術等に関する情報等が記録されており、これらの情報は捜査員や捜査を直接的に指揮する所属長等の限られた者に限り知り得る情報であって、その全体を集約すれば、警察における犯罪捜査の全貌が明らかになるものである。したがって、これらの情報を公開すると、現に継続中の犯罪捜査及び将来の犯罪捜査に重大な支障が生じ、捜査員、情報提供者等の生命、身体、財産等に対する直接的な危害が加えられる可能性があるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められ、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当し、非開示とした。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈・運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

2 審議の方法について

実施機関は、本件行政文書をその内容及び支出目的から見て、一般報償費、犯罪捜査関連報償費及び犯罪捜査協力報償費の3つに分類しているが、審査会は、該当する非開示理由との関連から、一般報償費及び犯罪捜査関連報償費に関する行政文書を第一類型に、また、犯罪捜査協力報償費に関する行政文書を第二類型に分類し、以下、この類型に属する行政文書ごとに本件非開示情報の非開示条項該当性について検討することとする。

なお、審査請求人は、平成15年3月5日付けで本件変更処分により開示された情報について、本件審査請求の対象から取り下げていないため、審査会は、当該情報を含めて本件非開示情報の非開示条項該当性について検討するものである。

3 第一類型（一般報償費及び犯罪捜査関連報償費）に属する行政文書について

実施機関は、第一類型に属する本件行政文書に係る本件非開示情報が条例第8条第1項第2号、同項第7号又は第2項本文に該当することを非開示の理由としていることから、第一類型に属する本件対象文書に係る本件非開示情報が各非開示条項に該当するかどうかを検討する。

(1) 条例第8条第1項第2号又は同条第2項該当性について

条例第8条第1項第2号は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」に該当する情報が記録されている行政文書を除き、実施機関は、行政文書の開示をしなければならないと規定し、いわゆる個人識別型を採用している。これは、行政文書の開示による当該行政文書に記載されている個人の権利利益の侵害を確実

に回避し、個人の尊厳及び基本的人権を最大限に保護するため、個人が特定できる情報を包括的に非開示として保護することとしたものである。また、条例第3条第1項後段は、実施機関に、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をすることを義務付け、その保護の徹底を図っている。

しかし、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報の中にも、例外的に保護する必要がない情報として、条例第8条第1項第2号ただし書は、「イ 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」又は「ロ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」が記録されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、開示をしなければならないと規定している。

条例第8条第1項第4号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」が記録されている行政文書については、実施機関は行政文書の開示をしないことを規定している。

これは、県が公共安全と秩序の維持に努め、県民の安全を確保する基本的な責務を有しているので、公開することにより、公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている行政文書については、実施機関の第一次的判断権を尊重し、行政文書の開示をしないことを定めたものである。

そして、条例第8条第2項は、第1項第4号に規定する公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報が記録されている行政文書が、地方自治法第180条の2の規定により、警察の職員が知事の委任を受け、又は知事の補助執行として作成し、又は取得したものであるときは、「支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を「支障が生ずるおそれのある情報」と読み替えることとし、原則として、実施機関の第一次的判断権の尊重は行わないものとした。（第2項本文）

ただし、実施機関が公安委員会又は警察本部長である場合で、当該行政文書に条例第8条第2項ただし書第1号ないし第4号に掲げる以下の情報が記録されているときは、例外的に「実施機関が認めることにつき相当な理由がある情報」として判断し、実施機関の第一次的判断権を尊重することとした。（第2項ただし書）

第1号 その団体又はその団体の構成員が集団的に又は常習的に犯罪を行うおそれのある団体に係る取締りに関する情報

第2号 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の規定による犯罪の捜査, 公訴の維持又は刑の執行に関する情報

第3号 犯罪の予防, 鎮圧若しくは捜査に関し情報を提供したもの, 第1号の取締りの対象となった団体若しくは前号の犯罪の捜査の対象となったもの又は取締り若しくは捜査の関係者が識別され, 又は識別され得る情報

第4号 犯罪の予防, 鎮圧又は捜査に係る方法, 技術, 特殊装備, 態勢等に関する情報

第一類型に属する行政文書全体及び個別の行政文書(以下のAないしI)に記録されている本件非開示情報は以下のとおりであり, これらについて実施機関が非開示理由としている条例第8条第1項第2号又は第2項本文に該当するかどうかを検討する。

なお, 各非開示情報に括弧書で併記しているのは, 実施機関が当該非開示情報に適用している非開示条項である。(: 条例第8条第1項第2号, 本文: 条例第8条第2項本文)

A 行政文書全体

イ 警部補相当職以下の警察職員の氏名, 印影(本文)

本件対象行政文書には, a. 起案者, b. 決裁に係る職員, c. 資金前渡職員, d. 物品納入の検収(検査) を担当した職員及び e. 刑事部長, 交通部長又は警備部長から表彰を受けた職員の氏名又は印影が記録されている。

警察業務は, 警察規制を物理的かつ強制的に実現するものであり, 相手方となる者の反発, 反感を招きやすい性質を有しているものと認められるが, こうした警察業務の性質に照らせば, 警察職員の氏名又は印影を公開することによって, 警察組織に怨みを持ち, あるいは警察活動を妨害しようとする人物, 団体等が, 当該警察職員の家族の私生活を侵害したり, 当該職員に襲撃, 工作等を行って, それにより当該職員が萎縮し警察業務の停滞につながるなど, 公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるものと認められる。ただし, 警察の旅費及び食糧費に係る行政文書の開示拒否処分の取消請求事件について平成15年12月24日に言い渡しのあった仙台高等裁判所判決において, 「宮城県警察全体で, 過去約20年間にわたり, 職務上氏名を公表して, 強制的, 規制的業

務に当たっている警察官を含めた警察職員に対する攻撃や嫌がらせの事例...によれば、警察職員に対する攻撃や嫌がらせの事例...というのは、警察職員が直接担当した相手方との関係において、威嚇や嫌がらせの目的で氏名を尋ねられたり、脅迫的な言動を受けたというものであり、総務室勤務の警察職員が攻撃や嫌がらせの対象となった事例は殆どなく、警察職員の個人名で勤務先に強迫内容の葉書を送付してきた程度であると認定した事実に基づき、「総務室勤務の警察職員の氏名が情報公開された場合に、当該警察職員個人宛に、警察に敵対感情を持つ者から何らかの嫌がらせの電話や葉書等の送付があったとしても、そのことをもって、犯罪の予防又は捜査、当該警察職員やその家族の生命、身体又は財産の保護その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるとはいい難い」と説示している。そしてこの判決は確定しており、この判断は審査会においても十分に是認し得るものと認められることから、同様の理由により本件行政文書に記録された総務室（総務課、会計課、広報課、情報管理課及び県民応接課）勤務の警察職員の氏名及び職名については、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず、開示することが適当である。

また、本件開示請求の時点において、宮城県職員録又は新聞の異動記事により氏名が公表されている警部相当職以上の警察職員の氏名については既に公開されたものと見ることができ、これを公開することにより公共の安全と秩序の維持に新たな支障が生じるおそれはないと認められることから、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず、開示することが適当である。

ロ 資金前渡職員の口座番号（ 本文 ）

前記イにおいて検討したとおり、相手方となる者の反発、反感を招きやすいといった警察業務の性質に照らせば、資金前渡職員の預金口座番号及びこれと同一の番号であるお客様番号については、公開することにより、警察活動を妨害しようとする人物、団体等により、残高や入出金の割出し、不正引出しなどが行われるおそれが生じると認められ、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当し、非開示とすることが適当である。

B 部外講師謝金の支出関係文書

イ 部外講師の住所，印影，債権者コード（電話番号），口座情報（口座名義人の名称を除く。）（ ）

部外講師の氏名について、実施機関は、本件処分において、当該氏名が研修等において明らかにされていることから、これを公表が予定されている情報ととらえ、条例第8条第1項第2号ただし書イに該当するものとして開示している。

他方、部外講師の住所、印影、債権者コード(電話番号)、口座情報(口座名義人の名称を除く。)は、当該部外講師個人に関する情報であって、公開することにより個人の権利利益が害されるおそれがあるものと認められ、さらに、公表が予定されている情報又は公務員の職務遂行に係る情報とは認められないことから、条例第8条第1項第2号本文に該当し、同項同号ただし書イ又はロに該当せず、非開示とすることが適当である。

ロ 講習会の講師を務めた警部補相当職以下の警察職員の氏名(本文)

実施機関は、平成11年度指定自動車教習所職員講習において講師を務めた民間人や宮城県警察 B等の氏名について、当該講習会において多数の受講者に対して明らかにされていることを理由に既に公開された情報ととらえ、その氏名を開示している。すなわち、実施機関は、これらの講師の氏名が既に公開された情報と言い得る程度に当該講習が開かれたものであると判断している。この実施機関の判断を前提とすれば、当該講習会の講師を務めた警察職員の氏名についても既に公開されているものと見ることができる。

したがって、前記A - イで検討したとおり、一般に、総務室以外に勤務する警部補相当職以下の警察職員の氏名は、公開することにより公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められるが、当該講習会における講師として記録されている総務室以外に勤務する警部補相当職以下の警察職員の氏名は、実際の講習において他の職員が講師を務めた等の事情がない限り、これを公開しても公共の安全と秩序の維持に新たな支障が生じるおそれはないと認められることから、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず、開示することが適当である。

C 表彰に伴う記念品購入費等の支出関係文書

イ 犯罪捜査協力に対して表彰を受けた団体の名称及びその代表者の氏名
(イ) 表彰を受けた個人の氏名や団体の名称の情報の性質

県から表彰を受けた個人の氏名や団体の名称は、個人については、条例の解釈及び運用基準によると、一般に「慣行として公開され、又

は公開することが予定されている情報」に当たるとされており、また、団体については、公開することにより当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められないと考えられることから、通常、これらについては、開示することが適当である。

他方、県から表彰を受けた個人の氏名や団体の名称であっても、表彰の前提となる事実の内容を非開示とすることが適当と考えられる場合は、個人については慣行として公開され又は公開することが予定されている情報とはいえ、また、団体については公開することにより当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められることから、一般に、これらについては、非開示とすることが適当である。

以下、このような判断に立って検討する。

(ロ) 犯罪捜査協力に対して表彰を受けた団体の名称(本文)

実施機関の説明によると、犯罪捜査協力に対して表彰を受けた団体は、a.特定事件の被疑者の情報提供、b.国際犯罪捜査における通訳人派遣、c.暴力団排除活動、d.捜査支援資料の提供、e.捜査活動の技術支援のそれぞれについて協力があったものである。

これらの団体(ただしbを除く。)の名称を公にすると、その名称から業種が判明し、犯罪捜査協力の具体的内容が推定されることとなり、さらに、犯罪捜査協力功労又は暴力団排除活動協力功労といった既に開示されている功労の概要や施行日等の他の情報との組み合わせにより、特定の事件や犯罪が推定され、その結果、当該団体に対して、逆恨みや報復、証拠隠滅等を目的とする攻撃や嫌がらせが行われるおそれがあるほか、将来において功労に係る協力が差し控えられるなど、犯罪捜査における信頼と協力関係を損ねることにもなるものと認められる。したがって、団体の名称を開示すると公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあり、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当し、非開示とすることが適当である。

ただし、上記bの国際犯罪捜査協力功労のあった団体については、実施機関の説明によると、当該団体が表彰されるのは、当該団体がある程度の期間にわたり相当数の通訳人を派遣した貢献があったことによるものと認められる。したがって、当該団体の名称及び代表者氏名を公開しても、通訳人を派遣した個別の事件が特定されとは認められないことから、被疑者や犯罪者集団が当該団体を特定し、当該団体及びその代表者に対する攻撃や嫌がらせを行うおそれがあるとまで認められないことから、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の

同条第1項第4号に該当せず、開示することが適当である。

(八)犯罪捜査協力に対して表彰を受けた団体の代表者等の氏名(本文，
)

団体の名称が犯罪捜査協力功労又は暴力団排除活動協力功労の主体に関する情報として記録されている場合など、これを公開すると公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められ、団体の名称を非開示とすることが適当と認められるときは、団体の代表者の氏名を公開すると、当該代表者が犯罪を企図するものにとって攻撃や嫌がらせ等の対象になるおそれがあり、また、当該代表者の氏名から団体の名称が割り出されるおそれがあると考えられることから、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあり、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当する。

また、団体の代表者の氏名については、一般に、条例が個人情報についていわゆる個人識別型を採用していることに照らせば、特定の個人が識別され得ることから、条例第8条第1項第2号にいう個人に関する情報に該当すると認められるが、団体の名称が明らかになっていれば商業登記簿で当該団体の代表者の氏名を確認できることから、公表が予定されている情報に該当する。他方、団体の名称を非開示とすることが適当と認められるときは、当該団体の代表者の氏名を公開することにより当該代表者の権利利益が害されるおそれがあるものと認められる。このような場合には、団体等の代表者の氏名といえども公表が予定されている情報とは認められず、さらに公務員の職務遂行情報でもないことから、条例第8条第1項第2号本文に該当し、同項同号ただし書イ又はロに該当しない。

なお、犯罪捜査協力に対して表彰を受けた団体の中には団体の一部門の名称が記録されているものがあり、これについては代表者名欄に記録されている者は当該部門の長にほかならない。そして、団体の名称を公開すると公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められ、団体の名称を非開示とすることが適当と認められるときは、団体の部門の長の氏名を公開すると、当該部門の長が、犯罪を企図するものにとって攻撃や嫌がらせ等の対象になるおそれがあり、また、当該代表者の氏名から団体の名称が割り出されるおそれがあると考えられることから、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあり、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当する。

また、団体の一部門の長の氏名を公開することにより特定の個人が

識別され得ることから個人に関する情報に該当すると認められ、商業登記簿で確認できるものとはいえないことから、法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報とは認められず、さらに公務員の職務遂行情報でもないことから、条例第8条第1項第2号本文に該当し、同項同号ただし書イ又は口に該当しない。

したがって、上記bを除く団体の代表者等の氏名は、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号及び同条第1項第2号に該当し、非開示とすることが適当である。

ただし、上記bの国際犯罪捜査協力功勞のあった団体については、(口)で検討したとおり団体の名称を開示することが適当と認められることから条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず、また、当該法人等の名称から商業登記簿で当該団体の代表者の氏名を確認でき、又は商業登記簿で確認できない場合であっても当該団体等の名称を名乗るときに、一般に代表者の氏名を明らかにする慣行があることが認められることから、法人等の代表者の氏名は、法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報として条例第8条第1項第2号ただし書イに該当する。

したがって、上記bの団体の代表者の氏名は、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず、同条第1項第2号ただし書イに該当し、開示することが適当である。

□ 犯罪捜査協力に対して表彰を受けた個人の氏名、職名等、住所

(イ) 犯罪捜査協力に対して表彰を受けた個人の氏名

犯罪捜査協力に対して表彰を受けた個人は、a.犯罪捜査通訳功勞のあった警察外国語特別訓練講師(以下「本件外国語講師」という。)、b.犯罪捜査協力功勞又は暴力団排除運動及び捜査協力功勞のあった法人等の代表取締役(以下「本件法人等代表者」という。)又は従業員(以下「本件法人等従業員」という。)、c.検視業務功勞のあった東北大学に勤務する医師、d.警察医、法医歯科協力医及びe.警察犬訓練士である。

a 本件外国語講師の氏名()

本件外国語講師は、実施機関の説明によれば、警察から犯罪捜査に係る通訳の委嘱を受けた個人であって、通訳業を営む個人ではないも

のと認められることから，その氏名は条例第8条第1項第2号にいう個人に関する情報に該当し，特定の個人が識別されるものと認められる。

また，通常の表彰とは異なり，刑事部長感謝状の被贈呈者が継続的な犯罪捜査協力を理由に表彰されているといった事情を考慮すると，本件外国語講師の氏名は公表が予定されている情報とは認められず，さらに公務員の職務遂行に係る情報とも認められない。

したがって，本件外国語講師の氏名は，条例第8条第1項第2号本文に該当し，同項同号ただし書イ又は口に該当せず，非開示とすることが適当である。

b 本件法人等代表者又は本件法人等従業員の氏名（ ）

本件法人等代表者又は本件法人等従業員は，実施機関の説明によれば，個人として表彰を受けており，法人の名称は，単に肩書きとして記録されているものであることが認められる。したがって，イ - (八) で検討した代表者の氏名とは異なり，本件法人等代表者又は本件法人等従業員の氏名は，これを公開することにより特定の個人が識別される情報である。

また，通常の表彰とは異なり，刑事部長感謝状の被贈呈者が継続的な犯罪捜査協力を理由に表彰されているといった事情を考慮すると，本件法人等代表者又は本件法人等従業員の氏名は公表が予定されている情報とは認められず，さらに公務員の職務遂行に係る情報とも認められない。

したがって，本件法人等代表者又は本件法人等従業員の氏名は，条例第8条第1項第2号本文に該当し，同項同号ただし書イ又は口に該当せず，非開示とすることが適当である。

c 検視業務功労のあった東北大学医学部の医師の氏名（ ， 本文）

実施機関の説明によれば，検視業務功労のあった東北大学医学部の医師が表彰を受けるのは，ある程度の期間にわたり相当数の死体解剖を行った貢献があったことによるものと認められる。したがって，当該死体解剖医の氏名が開示されても，当該解剖医が犯罪捜査等に関係する死体解剖を行った個別の事件が特定されとは認められないことから，懐柔，脅迫，攻撃，嫌がらせを受けるおそれがあるとまでは認められず，条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当しない。

また、検視業務功勞のあった東北大学医学部の医師は、本件処分当時は国家公務員であり、その氏名は、国家公務員の職務遂行に係る情報と認められ、条例第8条第1項第2号ただし書口に該当する。

したがって、検視業務功勞のあった東北大学医学部の医師の氏名は、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず、同条第1項第2号ただし書口に該当し、開示することが適当である。

d 警察医、法医歯科協力医の氏名（ ）

実施機関の説明によれば、警察医又は法医歯科協力医として表彰を受けた個人は医業を営む個人であるが、当該警察医又は法医歯科協力医が表彰されるのは、事業者とは別個の立場で行われた医学的貢献があったことによるものと認められる。したがって、警察医又は法医歯科協力医の氏名は、これを公開することにより特定の個人が識別される情報であり、公表が予定されている情報又は公務員の職務遂行情報に該当しないことから、条例第8条第1項第2号本文に該当し、同項同号ただし書イ又は口に該当せず、非開示とすることが適当である。

e 警察犬訓練士の氏名（ ）

実施機関の説明によれば、警察犬訓練士の中には、警察犬や一般の愛玩犬の訓練、しつけの事業を営む者もいるが、警察犬訓練士が表彰されるのは、実際の事件発生に伴い警察からの出動要請に基づき、自己が訓練を担当している警察犬とともに事件現場に出動し、警察犬による捜査活動に従事した貢献があったことによるものと認められる。したがって、警察犬訓練士の氏名は、これを公開することにより特定の個人が識別される情報であり、公表が予定されている情報又は公務員の職務遂行情報に該当しないことから、条例第8条第1項第2号本文に該当し、同項同号ただし書イ又は口に該当せず、非開示とすることが適当である。

(ロ) 犯罪捜査協力に対して表彰を受けた個人の職名等（ ）

犯罪捜査協力に対して表彰を受けた個人の「職名等」の欄には、本件外国語講師については外国語の種別が、本件法人代表者又は本件法人従業員等については当該個人の勤務先が記録されている。これらの情報は、個人に関する情報であって特定の個人が識別され得るものと認められ、さらに、公表が予定されている情報又は公務員の職務遂行に係る情報とは認められないことから、条例第8条第1項第2号本文

に該当し，同項同号ただし書イ又はロに該当せず，非開示とすることが適当である。

(八) 検視業務功労のあった東北大学の医師の勤務先() 本文)

(イ) - cで検討したとおり，検視業務功労のあった東北大学の医師の氏名は公務員の職務遂行に係る情報として開示することが適当と認められることから，その勤務先についても公務員の職務遂行に係る情報と認められ，条例第8条第1項第2号ただし書ロに該当する。

また，(イ) - cで検討したとおり，当該医師が表彰を受けるのは，ある程度の期間にわたり相当数の死体解剖を行った貢献があったことによるものと認められる。したがって，当該死体解剖医の所属が開示されても，当該解剖医が犯罪捜査等に関係する死体解剖を行った個別の事件が特定されるとは認められないことから，懐柔，脅迫，攻撃，嫌がらせを受けるおそれがあるとまでは認められず，条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当しない。

したがって，検視業務功労のあった東北大学の医師の勤務先は開示することが適当である。

(二) 犯罪捜査協力に対して表彰を受けた個人の住所()

犯罪捜査協力に対して表彰を受けた個人の住所は，すべて個人に関する情報であり，特定の個人が識別され又は識別され得るものであり，公表が予定されている情報又は公務員の職務遂行に係る情報とは認められないことから，条例第8条第1項第2号本文に該当し，同項同号ただし書イ又はロに該当せず，非開示とすることが適当である。

八 交通安全協力に対して表彰を受けた個人の住所()

交通安全県民総ぐるみ運動やチャイルドシートキャンペーン等の交通安全協力に対して表彰を受けた個人の氏名は，条例の解釈及び運用基準によると，慣行として公開され，又は公開することが予定されている情報に当たるとされており，実施機関も本件処分において，これを開示している。

他方，その住所は個人に関する情報であり，公開することにより当該個人の権利利益が害されるおそれがあり，公表が予定されている情報又は公務員の職務遂行に係る情報とは認められないことから，条例第8条第1項第2号本文に該当し，同項同号ただし書イ又はロに該当せず，非開示とすることが適当である。

なお、運転適性検査指導員認定講習協力に対して表彰を受けた個人は、団体の区分として記録されているが、実施機関の説明によると、その実態は個人として表彰を受けたものと認められることから、当該個人の住所は、同様の理由により非開示とすることが適当である。

二 交通安全協力に対して表彰を受けた任意団体の事務所の所在地()

交通安全協力に対して表彰を受けた任意団体の事務所の所在地は、一般に当該団体に関する情報ではあるが、公開することにより、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるものとはいえないことから、条例第8条第1項第3号本文に該当しない。

しかしながら、実施機関の説明によれば、本件における当該団体の住所は団体代表者個人の住所と同一であって個人情報としての性質も併せ持っており、本件については公費支出等の説明責任を果たすために実施機関がこれを公開する利益よりも個人情報として保護する利益を優先することが適当と認められる。したがって、当該住所は個人に関する情報であり、特定の個人が識別され又は識別され得るものとして条例第8条第1項第2号本文に該当し、公表が予定されている情報又は公務員の職務遂行に係る情報とは認められないことから、同項同号ただし書イ又はロに該当せず、非開示とすることが適当である。

ホ 交通機動隊の運営協力に対して表彰を受けた個人の氏名、住所、当該個人が経営する店の屋号()

交通安全県民総ぐるみ運動やチャイルドシートキャンペーン等の協力功労に係る被表彰者の氏名が公表予定情報とされているのとは異なり、本件は交通取締等車両の待機に係る協力であり、被表彰者の氏名等を公開した場合、当該被表彰者が攻撃等の対象になるおそれがあると認められるなど公共の安全と秩序の維持の観点から被表彰者の権利利益が害されるおそれがあることから公表されておらず、また、公表が予定されている情報又は公務員の職務遂行に係る情報とは認められない。したがって、交通機動隊の運営協力に対して表彰を受けた個人の氏名は、条例第8条第1項第2号本文に該当し、ただし書イ又はロに該当せず、非開示とすることが適当である。

また、被表彰者の住所は、これを公開すると特定の個人が識別され又は識別され得る情報であり、公表が予定されている情報又は公務員の職務遂行に係る情報とは認められないことから、条例第8条第1項第2号

本文に該当し，ただし書イ又は口に該当せず，非開示とすることが適当である。

被表彰者が経営する店舗の屋号の名称については，被表彰者がどのような名称の屋号の店舗を経営していたかという情報として記録されているものと認められることから，当該屋号は被表彰者個人に関する情報と認められ，公表が予定されている情報又は公務員の職務遂行に係る情報とは認められないことから，特定の個人が識別され得るものとして条例第8条第1項第2号本文に該当し，ただし書イ又は口に該当せず，非開示とすることが適当である。

D 精神鑑定嘱託医に対する嘱託報酬金の支出関係文書

イ 精神鑑定嘱託医の氏名，住所，印影，債権者コード（電話番号），口座情報，勤務先（ ， 本文）

実施機関の説明によると，本件精神鑑定嘱託医は，精神に障害を抱える運転免許試験受験希望者の主治医が作成した診断書の鑑定及び主治医に対する照会について，公安委員会から嘱託を受けた者で，当該医師は，特定の病院に勤務する者である。

条例の解釈及び運用基準によれば，事業を営む個人とは「地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第7項から第9項までに掲げる事業を営む個人のほか，農業，林業等を営む個人という。」とされている。同法同条第9項には「医業」が定められているが，これはいわゆる開業医の形式により医業を行っている者であって，病院に勤務して給料を受けながら医業に従事する者はこれに該当しないことから，本件精神鑑定医は，事業を営む個人には当たらないものと認められる。

したがって，本件精神鑑定嘱託医の氏名，住所，印影，債権者コード（電話番号），口座情報，勤務先は，個人に関する情報であって，特定の個人が識別され又は識別され得るもの，若しくは特定の個人を識別することはできないが，なお個人の権利利益を害するおそれのあるものであり，公表が予定されている情報又は公務員の職務遂行に係る情報とは認められないことから，条例第8条第1項第2号本文に該当し，ただし書イ又は口に該当せず，非開示とすることが適当である。

また，本件精神鑑定嘱託医の氏名，住所，印影，債権者コード（電話番号），口座情報，勤務先が明らかになると，鑑定結果により受験を拒否された者が，拒否処分の根拠となった鑑定を行った当該嘱託医を識別し，当該嘱託医を逆恨みし，攻撃や嫌がらせ等を行うおそれがあり，また，当該医師から将来における鑑定依頼が断られるなど公共の安全と秩序の

維持に支障が生じるおそれがあり、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当し、非開示とすることが適当である。

なお、本件対象行政文書について審査会がインカメラで審理したところ、本件精神鑑定嘱託医に係る債権者コードとして用いられている電話番号及び住所は当該医師個人のものではなく、勤務先病院のものであることが認められるが、これらを公開すると他の情報との組み合わせにより本件精神鑑定嘱託医が識別され得るものと認められることから、非開示とするのが適当であるとする結論において変わりはない。

E 質屋等に対する押収金還付に伴う報償金の支出関係文書

イ 質屋等に対する報償金の額、報償金の額の等級（本文）

実施機関の説明によると、本件報償金は、窃盗事件等の犯罪捜査において、質屋等が入質等により受け取った物品のうち盗品であることが判明した場合の届出に対して、その捜査協力の内容や状況及び届出による経済的損失を加味して、所定の等級を適用することにより交付するものである。

報償金の額及びその等級の情報が開示されたとしても、質屋等に対する報償金が物品の価額等から機械的に決定するものではなく捜査協力の度合い等を総合的に考慮して適切な等級付けの下に決定されることから、質屋等が各事案を単純に金銭を比較して不満を持ち、将来十分な捜査協力が得られなくなるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められず、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当しないことから、開示することが適当である。

ロ 質屋等の氏名、住所、屋号、印影（本文）、年齢（ ）

質屋等は、地方税法第72条の2第7項に定める「両替業」に該当することから事業を営む個人に該当し、盗品の届出は当該事業の一環として行われるものと認められる。したがって、質屋等の氏名、住所、屋号は、質屋等の事業主氏名、事業所の所在地、屋号として条例第8条第1項第3号に該当するか否かによって判断されるべきである。この点について検討すると、質屋等の事業主氏名、事業所の所在地、屋号は質屋等の事業に関する情報であって、公開することにより質屋等の事業活動上の正当な利益を損なうものとは認められないことから、条例第8条第1項第3号に該当しない。

ただし、質屋等の事業主の私印の印影及び年齢は、当該事業とは直接関係のない当該事業主の個人情報であって、公開することにより個人の

権利利益が害されるおそれのあるものと認められ、さらに、公表が予定されている情報又は公務員の職務遂行に係る情報とは認められないことから、条例第8条第1項第2号本文に該当し、同項同号ただし書イ又はロに該当しない。

また、報償金を受領した質屋等の住所、氏名、屋号、印影の情報は、個別の質屋等を特定させるものであり、結果として、当該質屋等が被害品の発見や犯人の特定等の捜査過程に協力したことを容易に推測させるものであるから、これらの情報を開示すると質屋等が被疑者等から攻撃、嫌がらせを受けるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められ、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当する。

したがって、質屋等の氏名、住所、屋号は条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当し、印影は条例第8条第1項第2号本文及び条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当し、年齢は同条第1項第2号本文に該当し、これらの情報はすべて非開示とすることが適当である。

八 被疑者本籍，住居，職業，氏名，生年月日（ ）

被疑者の本籍、住居、職業、氏名、生年月日は、いずれも被疑者個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがある情報と認められることから、条例第8条第1項第2号本文に該当し、また、公表が予定されている情報又は公務員の職務遂行に係る情報とは認められないことから同号ただし書イ又はロに該当せず、非開示とすることが適当である。

二 事案の概要，協力の状況，受賞行為に対する意見（ 本文 ）

事件の概要や協力の状況等に記録されている犯行日や被害者、犯行の内容、被害品等の情報を公開すると、質屋等の氏名等の情報を非開示としても、捜査協力した質屋等が特定又は推定され、被疑者や犯罪集団等から逆恨みや報復目的の攻撃、嫌がらせが行われるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められ、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当し、非開示とすることが適当である。

また、「受賞行為に関する意見」欄には、特定の事件の具体的な捜査状

況や捜査機関としての協力に対する評価等が記録されており，これらを公開すると，被疑者や犯罪集団が当該事件の捜査状況を知り得るところとなり，逃走や証拠隠滅等を図り，又はこれを容易にすることにより，犯罪捜査を困難にするなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められ，条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当し，非開示とすることが適当である。

ただし，受賞した質屋等が捜査協力を行ったことについての一般的な記述については，これを開示しても犯罪や捜査に関する具体的事実が明らかになることはなく，公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められず，条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず，開示することが適当である。

F 死体解剖医に対する死体解剖謝金の支出関係文書

イ 死体解剖医の氏名，印影，所属，口座情報，死体解剖の場所（本文）

死体解剖医は，その死体が犯罪と関係があるなど何らかの異状があると認めるときは，解剖をした地域の管轄警察署長に届け出なければならない。この届出は捜査の端緒となり得ることから，死体解剖医の氏名，所属，口座情報，死体解剖の場所が開示されると当該解剖医が特定され，事件関係者が事件の端緒となる解剖所見を警察に伝えないように又は真実とは異なる所見を伝えるように，当該解剖医に対して懐柔，脅迫，嫌がらせ等を加えるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められ，条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当し，非開示とすることが適当である。

ただし，実施機関は既に死体解剖医の所属について「東北大学大学院医学系」まで開示しているが，それに続く「」まで開示しても前述の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められないことから，当該部分は条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず，開示することが適当である。

ロ 死者の氏名，死亡時の年齢（）

死体解剖に係る死者の氏名，死亡時の年齢は，いずれも死者個人に関する情報であって，特定の個人が識別され，若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが，公開することにより，なお個人の権利利益が害されるおそれがある情報と認められ，公表が予定されている情報又は公務員の職務遂行に係る情報とは認められないことから，条例第8条第1項第2号本文に該当し，同項同号ただし書イ又はロに該当せず，非開示とすることが適当である。

G 嘱託警察犬飼育者に対する飼育奨励金の支出関係文書等

イ 嘱託警察犬飼育者氏名，住所，債権者コード（電話番号），口座情報，嘱託警察犬名（ ， 本文）

嘱託警察犬の飼育者は，自己所有の犬について警察から警察犬の嘱託を受けている個人であると認められることから，嘱託警察犬飼育者氏名，住所，電話番号，口座情報は，いずれも当該飼育者個人に関する情報であって，特定の個人が識別され，若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが，公開することにより，なお個人の権利利益が害されるおそれがある情報と認められ，公表が予定されている情報又は公務員の職務遂行に係る情報とは認められないことから，条例第 8 条第 1 項第 2 号本文に該当し，同号ただし書イ又はロに該当しない。

また，実施機関の説明によると，警察犬名はすべて社団法人警察犬協会に登録されており，警察犬名が明らかになると，その他の情報との組み合わせにより，当該警察犬の飼育者の氏名，住所，電話番号等を割り出すことが可能であることが認められる。したがって，嘱託警察犬名は，公開すると，特定の嘱託警察犬飼育者個人が識別され得ると認められることから，条例第 8 条第 1 項第 2 号本文に該当し，また，公表が予定されている情報又は公務員の職務遂行に係る情報に該当しないことから，同号ただし書イ又はロに該当しない。

さらに，これらの情報は，公開すると警察犬飼育者が特定され，又は特定され得ることから，警察を敵視し，又は反感や反発を抱く個人，団体等による懐柔，嫌がらせ，攻撃等が行われるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがないとまでは認められず，条例第 8 条第 2 項本文の規定による読替え後の同条第 1 項第 4 号に該当する。

したがって，嘱託警察犬飼育者氏名，住所，債権者コード（電話番号），口座情報，嘱託警察犬名は，条例第 8 条第 1 項第 2 号本文及び条例第 8 条第 2 項本文の規定による読替え後の同条第 1 項第 4 号に該当し，非開示とすることが適当である。

H 警察犬指導士出動手当の支出関係文書

イ 警察犬指導士氏名，住所，債権者コード（電話番号），口座情報（ ， 本文）

実施機関の説明によれば，警察犬指導士の中には，警察犬や一般の愛玩犬の訓練，しつけの事業を営む者もいるが，本件出動手当は，警察犬指導士が，実際の事件発生に伴い警察からの出動要請に基づき，自己が

訓練を担当している警察犬とともに事件現場に出動し、警察犬による捜査活動に従事することに対するものであって、警察犬訓練士が営む事業の一環として行われるものではないものと認められる。

したがって、警察犬指導士の氏名、住所、債権者コード（電話番号）、口座情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は識別され得るもの若しくは特定の個人を識別することはできないがなお個人の権利利益を害するおそれがある情報と認められ、公表が予定されている情報又は公務員の職務遂行に係る情報とは認められないことから、条例第8条第1項第2号本文に該当し、同条同号ただし書イ又は口に該当しない。

また、警察犬指導士個人の氏名等の情報を公開すると、警察を敵視し、又は反感や反発を抱く個人、団体等によって、警察犬の運用による捜査手法を入手するため、又は特定の犯罪の出動事実の確認や出動で得られた物的証拠の有無などの捜査状況を調査するなどの目的のため、当該警察犬指導士に対して威迫や懐柔を行い、又は警察犬の運用を妨害するなどのために当該警察犬指導士に対する嫌がらせや攻撃等が行われるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められ、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当する。

したがって、警察犬指導士の氏名、住所、債権者コード（電話番号）、口座情報は、条例第8条第1項第2号及び条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当し非開示とすることが適当である。

ロ 警察犬指導士出動手当に係る事件の被害者が勤務する法人等の名称及び性犯罪の事件現場の地名（ ）

警察犬指導士出動手当に係る施行理由に記録されている情報のうち、警察犬指導士が出動した事件の被害者が勤務する法人等の名称（平成11年5月14日出動した「〇〇運転手に対する逮捕監禁容疑事件」に係るの部分）及び性犯罪の事件現場の地名（住所、アパート名等）は、公開すると複数の情報の組み合わせにより特定事件の被害者が識別され得る情報であり、公表が予定されている情報又は公務員の職務遂行に係る情報とは認められず、条例第8条第1項第2号本文に該当し、同項同号ただし書イ又は口に該当せず、非開示とすることが適当と認められる。

なお、平成11年10月8日に起案した施行伺の施行理由のうち、「強姦事件」に係るの部分については、これを開示しても特定事件の被

害者が識別され得る情報とは認められないことから，条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当せず，開示することが適当である。

ハ 警察犬指導士出動手当に係る出勤月日（ ）

実施機関は，警察犬指導士の出勤月日が明らかになると，特定事件の被害者が識別され得るとの理由から，条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当し，非開示と判断しているが，前記口において検討したとおり，警察犬指導士が出動した具体的な事件現場名が非開示とされれば，当該出勤月日を開示しても被害者が特定され得ないものと認められる。したがって，警察犬指導士の出勤月日は，条例第 8 条第 1 項第 2 号本文に該当せず，開示することが適当である。

I 嘱託警察犬指定審査員に対する旅費・謝礼の支出関係文書

イ 嘱託警察犬審査会審査員氏名及び印影（ ， 本文）

嘱託警察犬審査会審査員は社団法人日本警察犬協会から派遣された同協会の会員であり，その氏名及び印影は個人に関する情報であって，特定の個人が識別され，若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが，公開することにより，なお個人の権利利益が害されるおそれがある情報と認められる。また，実施機関の説明によれば，嘱託警察犬審査会は特定の比較的少数の参加者の下で行われると認められることから，当該審査会委員の氏名は，研修等の講師の氏名とは異なり，公表が予定されている情報とまでは認められず，さらに公務員の職務遂行に係る情報にも該当しない。したがって，嘱託警察犬審査員氏名及び印影は，条例第 8 条第 1 項第 2 号本文に該当し，同項同号ただし書イ又は口に該当しない。

しかし，嘱託警察犬審査会審査員は，直接の犯罪活動からは相当離れた場面で警察活動に協力していることから，警察を敵視する団体等が，警察犬の運用に関する組織体制や警察犬の所有者及び警察犬指導士を割り出すため，警察犬審査会審査員に対し，威迫，懐柔，嫌がらせ，攻撃等を行うなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められないことから，条例第 8 条第 2 項本文の規定による読替え後の同条第 1 項第 4 号に該当しない。

したがって，嘱託警察犬審査員氏名及び印影は，条例第 8 条第 1 項第 2 号本文に該当し，同項同号ただし書イ又は口に該当せず，非開示とすることが適当と認められる。

(2) 条例第 8 条第 1 項第 7 号該当性について

条例第 8 条第 1 項第 7 号は、「県の機関又は国等の機関が行う検査，監査，取締り，争訟，交渉，渉外，入札，試験その他の事務事業に関する情報であって，当該事務事業の性質上，公開することにより，当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり，又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの」に該当する情報が記録されている行政文書を除き，実施機関は，行政文書の開示をしなければならぬと規定している。

実施機関は，本件対象行政文書のうち，随意契約に係る業者選定伺に係る契約金額の基礎となる予定価格を定める計算式（単価×掛率×数量＝金額）について条例第 8 条第 1 項第 7 号に該当するとして非開示としている。

本件予定価格を定める計算式は，随意契約に係る業者選定後に開示されたとしても，交渉等の事務事業又は将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり，若しくはこれらの事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生じるとは認められず，条例第 8 条第 1 項第 7 号に該当しないことから，開示することが適当である。

4 第二類型（犯罪捜査協力報償費）に関する行政文書について

実施機関は，第二類型に属する本件行政文書に係る本件非開示情報が条例第 8 条第 1 項第 2 号，同条第 2 項本文又は同項ただし書に該当することを非開示の理由としていることから，第二類型に属する本件対象文書に係る本件非開示情報が各非開示条項に該当するかどうかを検討する。

本件行政文書を保有しているのは，刑事部の捜査第一課，捜査第二課，鑑識課，機動捜査隊，暴力団対策課及び交通部の交通指導課（以下「本件各課」という。）である。

なお，実施機関が条例第 8 条第 2 項ただし書に該当することを非開示の理由としている情報が，ただし書に掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められる場合は，同項本文に該当するかどうかを検討する。

(1) 条例第 8 条第 1 項第 2 号，同条第 2 項本文又は同項ただし書該当性について

条例第 8 条第 1 項第 2 号，同条第 2 項本文又は同項ただし書の趣旨については，前記 3 - (1) で述べたとおりである。

(2) 第二類型に属する行政文書に係る審議の方法について

第二類型に属する本件行政文書に記録されている本件非開示情報について、実施機関は公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとして、条例第8条第2項本文又はただし書に該当し非開示と判断している。

この点につき、審査請求人は、第二類型に属する行政文書に記録されている情報提供者等が実在せず、又は当該情報提供者等に対する報償費の支出自体が実際にはなされていないなど、本件行政文書に記録されている情報が架空のものであれば、本件非開示情報を開示しても公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれはない旨を主張している。

通常、審査会は、前記3の審査会の判断から明らかとなっており、実施機関の非開示処分の妥当性を検討するに当たって、行政文書に記録されている情報が真正のものであることを前提として判断している。例えば、行政文書に記録されている特定の個人の氏名については当該特定の個人が実在しないことが明らかな場合を除き、審査会は、当該特定の個人が実在することを前提として、その氏名を公開すると当該特定の個人が識別される情報として非開示とすることが適当と判断している。

しかしながら、全国各地の警察本部における犯罪捜査協力報償費の不適正執行の問題が顕在化している昨今の状況に鑑みると、審査会が第二類型に属する本件行政文書に記録されている情報について何ら検証を加えないままに、これらの情報がすべて真正のものであることを前提として審議を進めることは妥当ではない。すなわち、審査会がこのような形で審議を行うことは、外形上非開示条項に該当する情報が行政文書に記録されていさえすれば、審査会が実体的な審議を行うことなく非開示とする実施機関の判断を追認せざるを得ず、警察行政の透明性確保を図ることが困難となる。その結果、諮問実施機関の公正かつ客観的な判断を確保するために第三者機関である審査会へ諮問するという諮問制度の趣旨を没却することになりかねず、ひいては、審査会の存在意義自体が問われることになる。

これを敷衍すれば、本件行政文書に情報提供者等として記録された人物又は情報提供等が行われた場所として記録された飲食店等が実在し、本件行政文書に記録されているとおりに実際に当該人物に情報提供謝礼又は接触費が支出されていたのであれば、当該人物の氏名、住所、当該人物に接触した時期及び飲食店の名称等又は具体的な事件名等当該人物を識別し得る情報を公開すると、情報提供されたこと等を逆恨みする被疑者又は犯罪を企図する者から当該人物が報復や攻撃を受けるおそれがあるが、しかし、情報提供者等として記録された人物又は飲食店等が実在しないのであれば、そのよう

なおそれがあるとまでは言えないということになる。したがって、審査会が条例で賦与された権限を行使し、条例で課された責任を全うするため、審査会は、特に第二類型に属する本件行政文書については、本件非開示情報が条例の非開示情報に該当するかどうかの検討に先立ち、本件非開示情報を含めて、本件行政文書に記録された情報が真正のものであるか否かにつき心証を形成するための調査、審議を行うこととした。

まず、審査会はインカメラ審理を行ったが、一見して明らかに本件行政文書が真正のものではないとは認められなかったものの、a. 情報提供謝礼等に係る犯罪捜査協力報償費の1件当たりの支出金額が課ごとに見るとほぼ定額であること、b. 一般に犯罪捜査協力報償費を支払ってまで情報を得る必要がないと思われる捜査活動においても情報提供者等に犯罪捜査協力報償費が支払われていると認められること、c. 情報提供者等からの領収書が一部の課を除いてほとんどないことなどの点から、本件行政文書に記録されている情報が真正のものであること、すなわち情報提供者が実在し、本件行政文書どおりに犯罪捜査協力報償費が支出されていることについて心証を形成するに至らなかった。

次に、審査会は、インカメラ審理だけでは十分な心証を形成することができなかったため、さらに前述の心証形成に努める必要があると判断し、犯罪捜査協力報償費を直接渡したと記録されている捜査員からの事情聴取について実施機関に申し入れた。

これに対し、実施機関は、a. 本件行政文書は、情報提供者等に関する情報及び犯罪捜査に伴う情報収集の時期等に関する情報が記載され、犯罪捜査等の実態たる事実を記録しているものであること、審査会における審理は実施機関の第一次的判断が合理性を持つものとして許容されるか否かの審理がなされるものであることから、実施機関として行った判断について個々の捜査員は説明できる立場にはなく、捜査員から聴取したとしても、およそ理解に資することは期待できないと考えられ、むしろ幹部等の適当な者から説明させることが妥当と考えられること、b. 審査会の聴取内容は、個別の捜査に関する事項にわたらざるを得ない内容であり、捜査の具体的な手法等捜査の秘密に関わるものであること、捜査員は情報提供者等に対して情報提供の出所や協力の事実について部外に明らかにしないことを約束して協力してもらっており、審査会において捜査員の聴取要請に応じたことが明らかとなれば、そのこと自体で捜査協力者と捜査員との信頼関係を損なうこととなり、現在の情報提供者等を失うおそれがあるばかりではなく、以後情報提供を始めとする各種協力を得ることが一層困難となるおそれがあることなどの理由から、

捜査員が審査会に出席すると今後の治安維持に重大な支障を来すおそれがあるので、協力依頼には応じかねると判断した旨の回答があった。

このような実施機関の回答は、次の点で妥当ではないものと言わざるを得ない。すなわち、aに関しては、審査会は、実施機関の第一次的判断に相当の理由があるかどうかを判断するために捜査員から具体的な事情を聴取することを求めたのであり、捜査員に対して「相当の理由」の有無の説明を求めたのではないにもかかわらず、実施機関は、「実施機関として行った判断について個々の捜査員は説明できる立場にはない」としていること、bに関しては、実施機関は、捜査員と情報提供者等との信頼関係を重視しているが、条例の規定により、審査会は、インカメラ審理により行政文書を確認できる権限を有しており、他方で審査会の委員には守秘義務が課されており、審査会の場で知り得た秘密が外部に漏れることは実際上あり得ないにもかかわらず、審査会において捜査員の聴取要請に応じたことが明らかになれば、直ちに捜査員と情報提供者等との信頼関係を損なうと結論付けていることである。

このように、審査会は、実施機関からの非開示理由の聴取後、約9か月間にわたり13回の審査会を開催して、本件行政文書に記録されている情報が真正のものであること、すなわち、情報提供者が実在し、本件行政文書どおりに犯罪捜査協力報償費が支出されていることについて心証形成に努めるべく審議を重ねたが、遺憾ながら十分な調査ができず、結局、この点について心証を形成することはできなかった。

以上のとおり、審査会は本件行政文書に記録されている情報が真正のものであることについて十分な心証を形成することができなかったが、このような不確かな状況において、仮に審査会がこのような情報を開示することが適当と判断した情報の中に本来非開示とすべき情報が含まれていたとすると、それらを公開することにより、情報提供者等の個人情報や捜査等に関する情報が明らかになり、個人情報の保護や公共の安全と秩序の維持に重大な支障が生じる結果になりかねない。

このため、審査会は、本件行政文書に記録されている情報がすべて真正のものであること、すなわち、情報提供者等として記録されている人が実在しており、また、本件行政文書どおりに報償費が支払われていると仮定した上で、実施機関が非開示とした情報が非開示条項に該当するかどうかについて検討せざるを得ない。

(3) 支出証拠書類について

第二類型に属する行政文書のうち、支出関係書類に記録されている本件非

開示情報は下記のAないしJであり，これらについて，実施機関が非開示理由として挙げている条例第8条第1項第2号，同条第2項本文又は同項ただし書に該当するかどうかについて検討する。

なお，AないしJの非開示情報に括弧書きで併記しているのは，実施機関が挙げている非開示理由である。（　　：条例第8条第1項第2号，本文：条例第8条第2項本文，　　ただし書：条例第8条第2項ただし書）

A 行政文書の表題，様式の欄の表題（　　ただし書）

行政文書の表題，様式の欄の表題について，実施機関は，本件処分において，他の非開示情報から分離した上で部分的に開示することは可能ではあるが，犯罪捜査の密行性や情報提供者等の情報源の秘匿性に配慮し，支出証拠書類を一体のものとして保管管理しているため，当該行政文書を独立した一体の部分として，その全部を非開示と判断しているが，これらの情報は，条例第8条第2項ただし書第1号ないし第4号に掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められ，また，これらの情報を公開しても，個別的具体的な事件が明らかになるとか特定の情報提供者等が識別されることにより犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められないことから，条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当しない。

したがって，行政文書の表題，様式の欄の表題については開示することが適当である。

また，実施機関は，本件変更処分において既にこれらの情報を開示しており，改めて非開示とする合理的な根拠はないと考えられることから，以下，これらの情報を明記した上で検討する。

B 本件行政文書の所属年度（　　ただし書）

本件行政文書の所属年度は，本件開示請求において行政文書の所属年度が平成11年度と明記されており，それを踏まえて実施機関が本件行政文書を特定していることからすれば，本件行政文書を特定した段階でその所属年度が平成11年度であることは明らかである。

この所属年度は，条例第8条第2項ただし書第1号ないし第4号に掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められ，また，これらの情報を公開しても，個別的具体的な事件が明らかになるとか特定の情報提供者等が識別されることにより犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められないことから，条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当しない。

したがって，本件行政文書の所属年度については開示することが適当で

ある。

C 本件各課の名称，警察職員の氏名等

イ 支払精算書のあて先（所属長名），捜査員勤務課署名（ただし書）

支払精算書のあて先（所属長名）や捜査員の勤務課署名など警察職員が所属する本件各課の名称は，財務関係帳票に係る本件処分において実施機関が既の開示しており，これらは条例第8条第2項ただし書第1号ないし第4号に掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められ，また，これらの情報を公開しても，個別的具体的な事件が明らかになるとか情報提供者等が特定されることにより犯罪捜査に支障が生じるなど公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められないことから，条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当しない。

したがって，支払精算書のあて先（所属長名），捜査員勤務課署名については開示することが適当である。

ロ 取扱者氏名，捜査費支出伺における課・署長押印欄，次長等押印欄，出納簿登記確認印欄の印影（ただし書）

実施機関の説明によれば，取扱者は，警察本部の課長相当職又は警察署の署長であり，課・署長押印欄，次長等押印欄，出納簿登記確認印欄に押印する職員は，捜査員ではなく，かつ警部相当職以上の者であると認められる。したがって，その私印の印影は，条例第8条第2項ただし書第1号ないし第4号に掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められ，また，3 - (1) - A - イで検討したとおり，これを公開することにより公共安全と秩序の維持に新たな支障が生じるおそれがあるとは認められず，条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当しない。

したがって，取扱者氏名，捜査費支出伺における課・署長押印欄，次長等押印欄，出納簿登記確認印欄の印影については開示することが適当である。

ハ 捜査員の官職（ただし書）

捜査員の官職は，人員の配置状況によっては捜査員が識別され得る情報であることから，条例第8条第2項ただし書第1号又は第2号に掲げる情報に該当するものと認められる。

実施機関に確認したところ，平成11年度における本件行政文書を保有している本件各課においては，平成11年4月1日時点で本件行政文書記

載の官職の捜査員が一人しかいないなど特定の捜査員を識別できる状況になかったものと認められ、また、捜査員の官職を公開したとしても、どのような官職の職員が犯罪捜査協力報償費を支出したかが明らかになるにとどまり、犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められないことから、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当しない。

したがって、捜査員の官職については開示することが適当である。

二 捜査員氏名，印影，領収書のあて先（ただし書）

捜査員の氏名，印影及び犯罪捜査協力報償費を受領したものが作成する領収書のあて先は、「上様」のように特定の捜査員が識別され得ない表現で記録されている場合は、条例第8条第2項ただし書第1号ないし第4号に掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められ、公開しても特定の捜査員が識別され又は個別的具体的事件が明らかになり犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められないことから、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず、開示することが適当である。

ただし、領収書のあて先として特定の捜査員の氏名が記録されている場合は、これらの情報は条例第8条第2項ただし書第1号又は第2号に掲げる情報に該当するものと認められ、公開すると特定の捜査員が識別され、犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由があるものと認められることから、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当し、非開示とすることが適当である。

ホ 捜査員の人数（ただし書）

捜査費支出伺における「(捜査員氏名)ほか 名渡」という捜査員の人数は、公開しても担当捜査員のうち犯罪捜査協力報償費を支出した捜査員の人数が明らかになるだけで捜査体制が明らかになるわけではないから、条例第8条第2項ただし書第1号ないし第4号に掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められる。また、犯罪捜査協力報償費を支出した捜査員の人数は、公開しても特定の捜査員が識別され又は個別的具体的事件が明らかになるとか、犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められないことから、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当しない。

したがって、捜査員の人数は開示することが適当である。

D 犯罪捜査協力報償費の金額

イ 支払精算書における支払額内訳欄の個別執行額，領収書における金額（ただし書）

支払精算書における支払額内訳欄の個別執行額，領収書における金額は，条例第8条第2項ただし書第3号に掲げる情報に該当するものと認められるが，この情報が公共の安全と秩序の維持に支障が生じると実施機関が認めることにつき相当の理由があるか否かについて検討する。

審査会がインカメラ審理で本件行政文書を確認したところ，支払精算書における支払額内訳欄の情報提供謝礼又は捜査協力謝礼（以下「情報提供謝礼等」という。）の個別執行額は，本件各課ごとに見るとほぼ定額である。また，実施機関の説明によれば，情報提供謝礼等の金額の決定は，a.事件解決の影響度や情報入手の困難性から見た情報価値の程度，b.情報提供謝礼等を支払う必要性の有無，c.情報提供謝礼等の金額の妥当性の有無につき，取扱者である各所属長が総合的に勘案して行うものであり，提供された情報又は物品（指紋が付着したコップ等）の個別的具体的な内容や価値に応じて支払われる金額の上限等について定めた宮城県警察内部の統一的な基準は存在しないとされている。したがって，情報提供謝礼等の個別執行額を開示しても，個別的具体的な事件が明らかになるとか特定の情報提供者が識別されるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。

この点につき実施機関は，情報提供謝礼等の個別執行額は，捜査活動を費用面から表すものであり，事件ごとに一連のものとしてとらえれば，事件ごとの捜査体制，捜査方針，捜査手法，捜査の進展等の各種捜査情報を反映していると説明しているが，上記のとおり，個別執行額を公開しても具体的な事件は明らかにならず，したがって，また，事件ごとの捜査体制等が明らかになるものではないと認められるので，実施機関の主張は採用できない。

また，実施機関は，情報提供謝礼等の個別執行額が公開されると，情報提供者等が自己の情報提供等に対する金額と照らし合わせ，金額の増額を要求し，又は将来の捜査協力等を拒否するおそれがあるとしているが，情報提供謝礼等の金額は，所属長が前記aないしcの事情を総合的に勘案して決定されており，また，情報提供等の内容が明らかにされていない

ければ、個別執行額が明らかになっても、情報提供者等が単純に金額を比較して不満を持つとか、将来の捜査協力等を拒否するおそれがあるとは認められず、この点についても実施機関の主張は採用できない。

したがって、情報提供謝礼等に係る個別執行額は、条例第8条第2項ただし書第3号に掲げる情報に該当するものと認められるが、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当せず、開示することが適当である。

次に、接触費や通信費の個別執行額は、条例第8条第2項ただし書第1号ないし第4号に掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められ、公開しても、個別的具体的事件名や特定の情報提供者等氏名、情報提供者等との接触に用いられた場所が明らかになり今後の捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められないことから、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず、接触費や通信費に係る個別執行額は開示することが適当である。

なお、個別執行額を公開した場合、平成11年度の本件各課における個別執行件数が明らかになるが、この点につき、実施機関は、執行件数が明らかになると協力者数が判明し、この「数」の情報は当該事件の捜査状況を直接的に反映するものであり、担当課等の捜査能力が推定され得る旨を説明する。しかし、執行件数から明らかになる情報は、平成11年度の特定の本件各課において協力者に謝礼等を支払った延べ件数にすぎないのであって、情報提供者等の人数が執行件数よりも多いとも少ないとも言い得るのであり、担当課等の捜査能力が推定されるおそれはない。したがって、執行件数が明らかになっても、個別的具体的事件が明らかになるとか特定の情報提供者が識別されるといったことがない限り、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるとすら認められず、上記審査会の結論に変わりはない。

ロ 支払精算書における「返納額について返納」又は「不足額について支出」の別、「返納額の返納年月日」又は「不足額の領収年月日」の別（ただし書）

前記イで検討したとおり、犯罪捜査協力報償費の個別執行額のうち情報提供謝礼等に係るものは条例第8条第2項ただし書の規定による同条

第1項第4号に該当しないことから、「返納額について返納」又は「不足額について支出」の別、「返納額の返納年月日」又は「不足額の領収年月日」の別については、仮に条例第8条第2項ただし書第3号に掲げる情報に該当するとしても、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当しない。

また、接触費又は通信費に係る個別執行額については、条例第8条第2項ただし書第1号ないし第4号に掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められ、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当しない。

したがって、支払精算書における「返納額について返納」又は「不足額について支出」の別、「返納額の返納年月日」又は「不足額の領収年月日」の別については開示することが適当である。

八 支払精算書における既受領額，支払額，差引過不足額（ただし書）

支払精算書における既受領額は、特定の捜査費支出伺に基づき捜査員が概算で受領していた犯罪捜査協力報償費の金額であり、支払額は、その既受領額のうち個別に執行した金額の合計であり、差引過不足額は、既受領額から支払額を差し引いた過不足額である。すなわち、これらの情報は前記イで非開示情報に該当しないと判断した犯罪捜査協力報償費の個別執行額から明らかになる情報であり、情報提供謝礼等に係るものについては、仮に条例第8条第2項ただし書第3号に掲げる情報に該当するとしても、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当しない。

また、接触費又は通信費に係る個別執行額については、条例第8条第2項ただし書第1号ないし第4号に掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められ、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当しない。

したがって、支払精算書における既受領額，支払額，差引過不足額については開示することが適当である。

二 捜査費支出伺における概算払額の総額，内訳欄の金額（ただし書）

捜査費支出伺における概算払額の総額は、特定の捜査費支出伺に基づき捜査員（C - ホで検討したとおり複数の場合もある。）が受領する犯罪捜査協力報償費の総額であり、内訳欄の金額は、各捜査員が支出事由別に受領する概算額である。すなわち、これらの情報は前記八と同様に、情報提供謝礼等に係るものについては、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当しない。

また、接触費又は通信費に係る個別執行額については、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当しない。

したがって、捜査費支出伺における概算払額の総額、内訳欄の金額については開示することが適当である。

ホ 月分捜査費総括表における前月より繰越額、本月受入額、本月支払額、残額等（ただし書）

月分捜査費総括表における前月より繰越額、本月受入額、本月支払額、残額等は、特定の課等のある月の犯罪捜査協力報償費の前月からの繰越額、受入額の月額、個別執行額月額、受入額から支払額を差し引いた残額等である。これらの情報は、特定の月の犯罪捜査協力報償費の合計額であって、前記八及び二で検討したような情報提供謝礼等に係る個別執行額と接触費又は通信費に係る個別執行額とを明確に区別できないものであるから、条例第8条第2項ただし書第1号ないし第4号に掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められ、公開しても、個別的具体的事件名や特定の情報提供者等氏名、情報提供者等との接触に用いられた場所が明らかになり今後の捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められないことから、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず、月分捜査費総括表における前月より繰越額、本月受入額、本月支払額、残額等については開示することが適当である。

E 年月日（ただし書）

本件対象行政文書には、a.捜査費支出伺における支出伺年月日、b.捜査費支出伺における領収書欄の領収年月日、c.支払精算書における概算金額受領年月日、d.支払精算書における精算年月日、e.支払精算書における支払額内訳欄の支払年月日、f.領収書における領収年月日、g.支払精算書における返納又は領収年月日、h.領収書の奥書証明年月日、i.奥書証明の課・署長の確認年月日が記録されている。

本件開示請求において本件行政文書の所属年度が明記されており、それを踏まえて実施機関が本件行政文書を特定していることからすれば、本件行政文書を特定した段階でその所属年度が平成11年度であることは明らかである。したがって、本件対象行政文書は、一部の精算行為を除き、平成11年4月1日から平成12年3月31日までの年月日が記録されていることは容易に推測できる。

これらの年と月と日は、条例第8条第2項ただし書第1号ないし第4号に掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められる。

このうち、年と月は、公開しても、個別的具体的な事件が明らかになるとか特定の情報提供者等が識別されることにより犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められないことから、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず、開示することが適当である。

ただし、日については、他の情報との組み合わせにより、個別的具体的な事件が明らかになり、又は特定の情報提供者等が識別されることにより犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められることから、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当し、非開示とすることが適当である。

F 捜査費支出伺における支出の事由、支払精算書における支払事由（ただし書）

審査会がインカメラ審理で本件行政文書を確認したところ、捜査費支出伺における支出の事由及び支払精算書における支払事由は、そのほとんどが、宮城県警察組織規則（昭和37年3月31日公安委員会規則第2号）に定める宮城県警察各課の所掌事務に掲げる犯罪類型又は当該所掌事務から容易に推定できる犯罪類型に係る情報提供に対する謝礼のためといった、定型的又は類型的な表現で記録されていることが認められた。このような表現で記録された支出事由は、条例第8条第2項ただし書第1号ないし第4号に掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められ、これらを開示しても、個別的具体的な事件が明らかになるとか情報提供者等が特定されるといったことにより犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められないことから、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当しない。

ただし、具体的個別的な事件や特定の捜査員、情報提供者が識別され得る情報、情報提供の場所等に関する情報が記録されている場合の支出事由は、条例第8条第2項ただし書第1号、第2号又は第3号に掲げる情報に該当するものと認められ、具体的個別的な事件や捜査員、情報提供者、情報提供の場所等が特定され犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由があるものと認められることから、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当する。

したがって、捜査費支出伺における支出の事由及び支払精算書における支払事由については、具体的個別的な事件や特定の捜査員、情報提供者が識別され得る情報、情報提供の場所等に関する情報が記録されている場合を除き、開示することが適当である。

G 支払精算書における債主名（ ， ただし書）

債主名は，犯罪捜査協力報償費を直接支払った相手方に関する情報であるが，情報提供謝礼等や接触費に係る債主名は条例第8条第2項ただし書第3号に掲げる情報に該当するものと認められ，特定の情報提供者等が識別され又は情報提供の場所等が明らかになり犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由があるものと認められることから，条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当し，また，特定の個人の氏名が記録されている場合の債主名は，特定の個人が識別され得る情報であって，公表が予定されている情報又は公務員の職務遂行に係る情報とは認められないことから，条例第8条第1項第2号本文に該当し，同項同号ただし書イ又はロに該当しない。

ただし，犯罪捜査協力報償費のうち公衆電話を使用した際の通信費に係る債主名は一般的な電話事業者の名称が記録されており，これは条例第8条第2項ただし書第3号に掲げる情報に該当するものと認められるが，特定の情報提供者等が識別され又は情報提供の場所等が明らかになり犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由があるものと認められないことから，条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当しない。

したがって，支払精算書における債主名については，情報提供謝礼等や接触費に係るもので，支払の相手方が識別され得るときは非開示とすることが適当であり，通信費に係るものであるときは開示することが適当である。

H 支払精算書における備考欄に記録されている情報（ ただし書）

支払精算書における備考欄には，捜査員が犯罪捜査協力報償費を渡した相手方から領収書を徴することができなかつた理由が記録されている。この点について，実施機関は，犯罪捜査協力報償費の執行に当たっては，情報提供者等から領収書を徴することが原則であり，捜査員は情報提供者等に対して領収書の提出を要求はするが，情報提供者等の中には氏名が公になることによる報復や嫌がらせなどの後難を恐れ，領収書の提出に難色を示す者がおり，そのような者に対しては，警察としては協力者保護の観点からその意思に反することはできず，やむを得ず領収書を徴することができないことがあると説明している。

そこで、まず、領収書を徴することができたか否かの情報が非開示情報に当たるかどうかについて検討すると、この情報を開示しても、特定の情報提供者等が識別され得るおそれはないものと認められる。それゆえ、領収書を徴することができたか否かの情報は、条例第8条第2項ただし書第3号に掲げる情報には該当しないものと認められ、これらを開示しても、犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められないことから、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当しない。

次に、備考欄に記録されている領収書を徴することができなかつた理由の具体的な内容について検討すると、前述の実施機関の説明にあるような領収書を徴することができなかつた一般的抽象的な理由については、これを公開しても、特定の情報提供者等が識別され得るおそれはないものと認められる。したがって、領収書を徴することができなかつた一般的抽象的理由は、条例第8条第2項ただし書第3号に掲げる情報には該当しないものと認められ、これらを開示しても、犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められないことから、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当しない。

ただし、領収書を徴することができなかつた理由の中に、個別的具体的な事件が明らかになる情報や接触の場所などの情報が記録されているものがあり、これらの情報については、開示すると、特定の情報提供者等が識別され得るおそれがあるものと認められる。この場合の領収書を徴することができなかつた個別的具体的な理由は、条例第8条第2項ただし書第3号に掲げる情報に該当するものと認められ、これらを開示すると、犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあることと実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当する。

したがって、支払精算書における備考欄に記録されている領収書を徴することができなかつた理由については、個別的具体的な事件が明らかになる情報や接触の場所などの情報が記録されているものを除き、開示することが適当である。

- I 支払精算書における確認書欄の課・署長の押印欄の印影（ただし書）
実施機関の説明によると、犯罪捜査協力報償費を受領した情報提供者等

から領収書を徴することができなかつた理由が備考欄に記載されている場合、支払精算書における確認書欄の課・署長欄に課等の長が確認印を押印することになっており、この印影の有無により、領収書を徴することができたか否かの情報が明らかになる。この点については、Hで検討したとおり、領収書を徴することができたか否かの情報は条例第8条第2項ただし書第3号に掲げる情報には該当しないものと認められ、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当しない。

次に、領収書を徴することができなかつた理由が備考欄に記載され、課・署長の印影が記録されている場合に、当該印影が非開示情報に当たるかどうかであるが、C-ロで検討したとおり、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当しない。

したがって、支払精算書における確認書欄の課・署長の押印欄の印影については開示することが適当である。

J 領収書

イ 犯罪捜査協力報償費の使途（ただし書）

領収書に、犯罪捜査協力報償費の使途が、例えば、慣行として一般的に用いられる「ただし飲食代として」といった一般的抽象的な表現で記録されている場合は、この情報は条例第8条第2項ただし書第1号ないし第4号に掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められ、これらを開示しても、個別的具体的な事件が明らかになるとか特定の情報提供者等が識別され得ることにより犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められないことから、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず、開示することが適当である。

ただし、領収書における犯罪捜査協力報償費の使途として、具体的個別的な事件や特定の捜査員、情報提供者が識別され得る情報が記録されている場合は、これらの情報は条例第8条第2項ただし書第1号、第2号又は第3号に掲げる情報に該当するものと認められ、具体的個別的な事件が明らかになり、又は特定の捜査員、情報提供者等が識別され犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由があるものと認められることから、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当し、非開示とすることが適当である。

ロ 領収書発行者（情報提供者等、飲食店等）の名称・住所・電話番号等（ただし書）

情報提供者等の氏名又は接触の場所である飲食店等の名称，住所，電話番号等は，条例第 8 条第 2 項ただし書第 1 号，第 2 号又は第 3 号に掲げる情報に該当するものと認められ，具体的個別的事件や特定の捜査員，情報提供者等，情報提供の場所等が識別され犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由があるものと認められることから，条例第 8 条第 2 項ただし書の規定による同条第 1 項第 4 号に該当する。

また，情報提供者等が個人である場合，その氏名は特定の個人が識別されるものであり，公表予定情報や公務員の職務遂行情報に該当せず，条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当し，同項同号ただし書イ又はロに該当しない。

したがって，領収書発行者（情報提供者等，飲食店等）の名称，住所，電話番号等については非開示とすることが適当である。

八 奥書証明（ただし書）

実施機関の説明によると，領収印のない領収書を徴した場合，それを担当捜査員が奥書証明するため，a. 情報提供謝礼等の支出に係る領収書については，領収書が貼付された台紙に，「」なので，署名をもってこれに代えます。」といった奥書証明，奥書証明年月日，捜査員の官職，氏名，印影が記録されており，b. 情報提供謝礼等以外の支出に係る領収書については，支払年月日，捜査員の所属，官職，氏名，印影，支出事由（例：本職及び 巡査部長が情報提供者と接触した際の支出である），課・署長の確認押印欄の印影，確認年月日が記録されている。

これらの情報のうち，捜査員の所属，官職，氏名，印影，課・署長の確認押印欄の印影については C - イないし二において，奥書証明年月日，支払年月日，課・署長の確認年月日については E において既に検討済みであるので，ここでは支出事由について検討する。

支出事由については，特定の捜査員の氏名等が識別され得る情報が記録されている場合は，この情報は条例第 8 条第 2 項ただし書の第 1 号又は第 2 号に該当するものと認められ，公開すると特定の捜査員が識別され犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由があるものと認められることから，条例第 8 条第 2 項ただし書の規定による同条第 1 項第 4 号に該当する。

ただし，特定の捜査員の氏名等が識別される情報が記録されていない場合は，この情報は条例第 8 条第 2 項ただし書の第 1 号ないし第 4 号に掲げる情報に該当するものと認められず，公開しても捜査員の氏名が特

定され犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められないことから、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当しない。

したがって、情報提供謝礼等以外の支出に係る領収書における奥書証明の支出事由については、特定の捜査員の氏名等が識別され得る情報が記録されている場合を除き開示することが適当である。

- (4) 第二類型に属する行政文書のうち財務会計帳票に記録されている本件非開示情報は下記のAないしFであり、これらについて、実施機関が非開示理由としている条例第8条第2項本文又は同項ただし書に該当するかどうかについて検討する。

なお、AないしFの非開示情報に括弧書きで併記しているのは、実施機関が挙げている非開示理由である。(本文：条例第8条第2項本文，ただし書：条例第8条第2項ただし書)

A 本件各課の名称，警察職員の氏名等

イ 警部補相当職以下の警察職員の氏名，印影(本文)

警部補相当職以下の警察職員の氏名，印影は，3-(1)-Aで検討したとおり，総務室勤務の警察職員に係るものである場合を除き，条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当し，非開示とすることが適当である。

ロ 現金出納簿における月締めの確認者印影，年度間の所属長の引継ぎに係る記載，所属長官職，氏名，印影(ただし書)

現金出納簿における月締めの確認者は，実施機関の説明によれば，捜査員ではなく，かつ警部相当職以上の者であると認められる。したがって，(3)-C-ロで検討したとおり，確認者の私印の印影，所属長の官職，氏名，印影は，条例第8条第2項ただし書第1号ないし第4号に掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められ，条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず，開示することが適当である。

ハ 現金出納簿における摘要欄の捜査員官職・氏名(ただし書)

現金出納簿における摘要欄の捜査員の官職は，(3)-C-ハで検討したとおり，条例第8条第2項ただし書第1号ないし第4号に掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められ，条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず，開示することが適当で

ある。

現金出納簿における捜査員の氏名は、(3)-C-二で検討したとおり、条例第8条第2項ただし書第1号又は第2号に掲げる情報に該当するものと認められ、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当し、非開示とすることが適当である。

B 犯罪捜査協力報償費の金額

イ 個別執行額（ただし書）

犯罪捜査協力報償費支払明細書兼残高証明書における支払額、残額、現金出納簿における支払金額、差引残額は、犯罪捜査協力報償費の個別執行額が明らかになる情報であり、(3)-D-イで検討しているとおり、a.情報提供謝礼等に係るものについては、条例第8条第2項ただし書第3号に掲げる情報に該当するものと認められるが、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当せず、b.また、接触費又は通信費に係るものについては、条例第8条第2項ただし書第1号ないし第4号に掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められ、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず、いずれも開示することが適当である。

なお、個別の執行件数を明らかにした場合、平成11年度の本件各課における犯罪捜査協力報償費の個別執行件数が明らかになるが、(3)-D-イで検討したとおり、上記結論に変わりはない。

ロ 月額等個別の執行金額が明らかにならない金額情報（ただし書）

a.支出負担行為兼支出命令決議書又は年度・会計・科目訂正決議書における犯罪捜査協力報償費月額、b.精算通知書における精算内訳欄の繰越額、今回受領額、計、支払額、残額、領収書枚数、c.執行・資金前渡伺における資金前渡額、d.犯罪捜査協力報償費支払明細書兼残高証明書における月の受入額、計欄の受入額、支払額、残額、月ごとの累計、e.資金前渡職員名義の普通預金通帳におけるお支払金額、お預り金額、差引残額、f.現金出納簿における受入金額（月額、月ごとの累計額、頁間繰越）、支払金額（月額、月ごとの累計額、頁間繰越）、差引残額（月額、月ごとの累計額、頁間繰越）は、犯罪捜査協力報償費の月額等個別の執行金額が明らかにならない金額情報である。これらの情報は、前記イで開示することが適当と判断した犯罪捜査協力報償費の個別執行額から明らかになる情報であり、(3)-D-ロないしホで検討したとおり、情報提供謝礼等に係るものについては、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当せず、接触費又は通信費に係るものについ

ては、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当しない。

したがって、月額等個別の執行金額が明らかにならない金額情報については開示することが適当である。

C 年月日（ただし書）

a. 犯罪捜査協力報償費支払明細書兼残高証明書における受入月日、支払月日、b. 現金出納簿における受入年月日、支払年月日は、(3) - Eで検討したとおり、年と月については条例第8条第2項ただし書第1号ないし第4号のいずれの情報にも該当しないものと認められ、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず開示することが適当である。

また、日については、条例第8条第2項ただし書第1号ないし第4号のいずれの情報にも該当しないものと認められるが、開示すると他の情報との組み合わせにより、個別的具体的な事件が明らかになるとか特定の情報提供者等が識別され得るといったことにより犯罪捜査等に支障が生じるおそれがあると認められることから、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当し、非開示とすることが適当である。

なお、年度間の所属長の引継年月日は、条例第8条第2項ただし書第1号ないし第4号のいずれの情報にも該当しないものと認められ、開示しても、個別的具体的な事件が明らかになるとか特定の情報提供者等が識別され得ることにより犯罪捜査等に支障が生じるおそれがあると認められず、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず、開示することが適当である。

D 資金前渡職員の口座番号又はお客様番号（本文）

資金前渡職員の口座番号又はお客様番号は、3 - (1) - A - ロで検討したとおり、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当し、非開示とすることが適当である。

E 犯罪捜査協力報償費支払明細書兼残高証明書の摘要欄の情報（ただし書）

犯罪捜査協力報償費支払明細書兼残高証明書の摘要欄に記録されている情報は、審査会がインカメラ審理で確認したところ、個別的具体的な事件や特定の捜査員、情報提供者等が識別され得るなど犯罪の捜査に関する情報は記録されていないことが認められた。したがって、摘要欄に記録され

ている情報は、条例第8条第2項ただし書第1号ないし第4号のいずれの情報にも該当しないものと認められ、公開しても犯罪の捜査等に支障が生じるおそれがあるとは認められないことから、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当せず、開示することが適当である。

F 現金出納簿の摘要欄の情報（ただし書）

審査会がインカメラ審理で対象行政文書を確認したところ、現金出納簿の摘要欄の情報は、そのほとんどが、宮城県警察組織規則に定める宮城県警察各課の所掌事務に掲げる犯罪類型又は当該所掌事務から容易に推定できる犯罪類型に係る情報提供に対する謝礼のためといった、定型的又は類型的な表現で記録されていることが認められた。このような表現で記録された支出事由は、条例第8条第2項ただし書第1号ないし第4号に掲げる情報のいずれにも該当しないものと認められ、これらを開示しても、個別的具体的な事件が明らかになるとか特定の情報提供者等が識別され得ることにより犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められないことから、条例第8条第2項本文の規定による読替え後の同条第1項第4号に該当しない。

ただし、摘要欄に具体的個別的な事件や情報提供者が特定され得る情報、情報提供の場所等に関する情報が記録されている場合は、その情報は条例第8条第2項ただし書第1号、第2号又は第3号に掲げる情報に該当するものと認められ、具体的個別的な事件や情報提供者、情報提供の場所等が特定され犯罪捜査に支障が生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由があるものと認められることから、条例第8条第2項ただし書の規定による同条第1項第4号に該当する。

したがって、現金出納簿の摘要欄の情報は、具体的個別的な事件や情報提供者が特定され得る情報、情報提供の場所等に関する情報が記録されている場合を除き、開示することが適当である。

5 附帯意見

4 - (2) (39ページから42ページまで)において述べたように、本件の諮問事案の一部について審査会の審議には限界があり、審査会として十分な心証を形成できないまま答申せざるを得ないことは甚だ遺憾である。

他方、本件の諮問実施機関である公安委員会は、実施機関の上級行政庁であり、警察本部を管理する権限と責任に基づき、捜査上の秘密に属する事項につ

いても十分に精査し得ることは、当然であろう。

とりわけ、全国各地の警察本部において報償費の不適正支出の問題が噴出し、昨今の状況に鑑みると、公安委員会は、本件の報償費についても調査及び審理を尽くした上で適切な裁決を行うべきである。

審査会は、公安委員会に対し、「本件行政文書に記録されている情報提供者等が実在し、本件行政文書に記録されているとおりに報償費が支出されていたこと」について、例えば、犯罪捜査協力報償費を支出した事実の有無をしかるべき方法により直接確認するなど、実施機関の上級行政庁として、その検証に最大限の努力を払い、その検討経過をつまびらかにした上で裁決を行うことによって、県民の知る権利に応えて、公金支出についての説明責任を果すことを望むものである。

6 結 論

以上の審議により、実施機関が非開示と判断した情報について、審査会が行った判断は別紙1のとおりである。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙2のとおりである。

別紙 1

- 凡例 1 : 条例第 8 条第 1 項第 2 号 : 条例第 8 条第 1 項第 3 号 : 条例第 8 条第 1 項第 7 号
 本 : 条例第 8 条第 2 項本文 但 : 条例第 8 条第 2 項ただし書
 2 : 実施機関が判断した非開示理由に該当 × : 実施機関の判断した非開示理由に非該当
 () : 実施機関の判断とは別の非開示理由が考えられ、それに該当
 (×) : 実施機関の判断とは別の非開示理由が考えられ、それに非該当

注 摘要欄に「変更開示」と記された情報は、本件変更処分において既に開示された情報である。

1 第一類型に属する行政文書

区分	本件非開示情報	審査会 の判断	非開示理由				摘要
					本	但	
1	部外講師の住所, 印影	非開示					
2	部外講師の住所, 印影	非開示					
3	資金前渡職員の口座番号	非開示					
	部外講師の住所, 印影	非開示					
4	資金前渡職員の口座番号	非開示					
	部外講師の住所, 印影	非開示					
5	資金前渡職員の口座番号	非開示					
	部外講師の印影, 住所, 郵便番号, 債権者コード(電話番号), 口座情報(金融機関名, 同支店名, 同支店コード, 預金種別, 口座番号, 以下同じ)	非開示					
6	警察職員(講師を務めた運転免許課係長)氏名・印影	開示			×		
	部外講師の印影, 住所, 郵便番号, 債権者コード(電話番号), 口座情報(金融機関名, 同支店名, 同支店コード, 預金種別, 口座番号)	非開示					
7	警察職員(講師を務めた運転免許課係長)氏名	開示			×		
	部外講師の住所, 印影	非開示					
8	資金前渡職員の口座番号	非開示					
	資金前渡職員(総務室以外, 警部補相当職以下)氏名, 印影	非開示					
9	被表彰団体の名称	非開示					
	被表彰団体の代表者氏名	非開示					
	被表彰者氏名, 職名等(死体解剖医以外)	非開示					
	被表彰者氏名, 所属(死体解剖医)	開示	×		×		変更開示
	被表彰者住所	非開示					
	警察職員(総務室勤務の検収等担当者, 警部補相当職以下)氏名・印影	開示			×		
	予定価格算定基礎	開示		×			変更開示
	被表彰団体の名称(通訳派遣団体)	開示			×		変更開示
	被表彰団体の名称(通訳派遣団体以外)	非開示					
	被表彰団体代表者氏名(通訳派遣団体)	開示	×		×		変更開示
被表彰団体代表者氏名(通訳派遣団体以外)	非開示						
被表彰者氏名(警察医・法医歯科協力医)	非開示						
被表彰者氏名(警察犬訓練士)	非開示						
被表彰者氏名(上記以外)	非開示						
被表彰者職名等	非開示						
被表彰者住所	非開示						
警察職員(総務室勤務の検収等担当者, 警部補相当職以下)氏名・印影	開示			×			
予定価格算定基礎	開示		×			変更開示	

区分	本件非開示情報	審査会 の判断	非開示理由				摘要	
					本	但		
10	警察職員（総務室勤務の検収等担当者， 警部補相当職以下）氏名・印影	開示			×			
	予定価格算定基礎	開示		×			変更開示	
11	被表彰者住所	非開示						
	被表彰者氏名（交通機動隊運営協力）	非開示						
	被表彰者屋号（交通機動隊運営協力）	非開示						
	警察職員（総務室勤務の検収等担当者， 警部補相当職以下）氏名・印影	開示			×			
	予定価格算定基礎	開示		×				
12 13	警察職員（総務室勤務の検収等担当者， 警部補相当職以下）氏名・印影	開示			×			
	予定価格算定基礎	開示		×			変更開示	
14 16	長 刑 表 事 彰 部	警察職員（被表彰者，警部補相当職以下） 氏名	非開示					
	警察職員（総務室勤務の検収等担当者， 警部補相当職以下）氏名・印影	開示			×			
17	交 通 部 長 表 彰 に 伴 う 報 償 金	警察職員（被表彰者，警部補相当職以下） 氏名	非開示					
		警察職員（総務室勤務の検収等担当者， 警部補相当職以下）氏名・印影	開示			×		
		被表彰者の住所	非開示					
		警察職員（被表彰者，警部補相当職以下） 氏名	非開示					
		警察職員（総務室勤務の検収等担当者， 警部補相当職以下）氏名・印影	開示			×		
18	交 通 部 長 表 彰 に 伴 う 報 償 金	被表彰者住所	非開示					
		被表彰者氏名（交通機動隊運営協力）	非開示					
		被表彰者屋号（交通機動隊運営協力）	非開示					
		警察職員（被表彰者，警部補相当職以下） 氏名	非開示					
19	交 通 部 長 表 彰 に 伴 う 報 償 金	警察職員（総務室勤務の検収等担当者， 警部補相当職以下）氏名・印影	開示			×		
		警察職員（被表彰者，警部補相当職以下） 氏名	非開示					
		警察職員（総務室勤務の検収等担当者， 警部補相当職以下）氏名・印影	開示			×		
20 40	交 通 部 長 表 彰 に 伴 う 報 償 金	警察職員（被表彰者，警部補相当職以下） 氏名	非開示					
		警察職員（総務室勤務の検収等担当者， 警部補相当職以下）氏名・印影	開示			×		
41 44	彰 警 備 部 長 表	警察職員（被表彰者，警部補相当職以下） 氏名	非開示					
		警察職員（起案者，警部補相当職以下） 氏名・印影	非開示					
		警察職員（総務室勤務の検収等担当者， 警部補相当職以下）氏名・印影	開示			×		
45	嘱 精 託 医 鑑 定	精神鑑定嘱託医の氏名，住所，郵便番号， 債権者コード（電話番号），口座情報，勤 務先病院の名称，	非開示					
		警察職員（起案者，警部補相当職以下） 氏名・印影	非開示					
46 52	質 屋 等 報 償 金	報償金額（資金前渡金額，執行額，残額， 精算額を含む。），報償の等級	開示			×	変更開示	
		質屋等を営む者の氏名，住所，屋号	非開示	(×)				
		質屋等を営む者の私印の印影	非開示					
		質屋等を営む者の年齢	非開示					
		被疑者の氏名，生年月日，本籍，住居， 職業	非開示					
		事案の概要	非開示					
		協力の状況	非開示					
		受賞行為に対する意見（報償金額・級）	開示			×	変更開示	
		受賞行為に対する意見（捜査協力に關す る一般的な記述）別記	開示			×		
受賞行為に対する意見（捜査協力に關す る一般的な記述，報償金額・級以外）	非開示							

	区分	本件非開示情報	審査会 の判断	非開示理由				摘要
						本	但	
46 52	質屋 等 報 償 金	【別記】受賞行為に対する意見（捜査協力に関する一般的な記述） 46 1行目から4行目まで						
		47 仙台北警察署分 1行目から5行目まで（ただし1行目の19文字目から28文字目までを除く。） 及び8行目 塩釜警察署分 6行目から9行目まで（ただし6行目の6文字目から21文字目までを除く。） 及び18行目から20行目まで						
		48 捜査第一課分 1行目から3行目まで 仙台中央警察署分 1行目から4行目まで						
		49 捜査第一課分 1行目から6行目まで（ただし5行目の最初の8文字を除く。） 仙台北警察署分 1行目から5行目まで（ただし3行目の21文字目から末尾まで及び4行目の最初の17字を除く。）						
		50 *協力の状況の欄からの連続した記述になっているが、受賞行為に対する意見欄に記述されている行数で形式的に数える。 4行目から9行目まで（ただし7行目の3文字目から6文字目までを除く。なお、手書きの訂正は5行目の活字の行数に含まれるものとみなす。）						
		51 1行目から6行目まで（ただし4行目の6文字目から9文字目まで及び6行目の17文字目から末尾までを除く。）						
		52 古川警察署分 該当なし 捜査第一課分 1行目から6行目まで（ただし4行目の6文字目から9文字目まで及び6行目の10文字目から末尾までを除く。）						
53 57	死体解剖謝金	死体解剖医の氏名、印影、口座情報	非開示					
		死体解剖医住所（所属）、死体解剖の場所として記録されている「東北大学大学院医学系」に続く「 」（3文字）の部分	開示				x	
		死体解剖医住所（所属）、死体解剖の場所として記録されている「東北大学大学院医学系 」以外の部分	非開示					
		死者の氏名、死亡時の年齢	非開示					
58 67	警察犬飼育 奨励金	囑託警察犬飼育者の氏名、住所、郵便番号、債権者コード（電話番号）、口座情報	非開示					
		囑託警察犬名	非開示					
		警察職員（起案者、警部補相当職以下）氏名・印影	非開示					
68 91	警察犬指導士 出動手当	警察犬指導士の氏名、住所、郵便番号、債権者コード（電話番号）、口座情報	非開示					
		警察職員（起案者、警部補相当職以下）氏名・印影	非開示					
70		事件の被害者が勤務する法人の名称	非開示					
71 75 88		性犯罪の事件現場の地名（住所、アパート名等）	非開示					
83		性犯罪の類型「 強姦事件」の「 」（2文字）の部分	開示	x				
71 75 88		性犯罪の事件に係る出動月日	開示	x				変更開示
92		囑託書交付 警察犬	囑託警察犬所有者の氏名、住所	非開示				
	警察職員（起案者、警部補相当職以下）氏名・印影		非開示					
	警察職員（総務室勤務の検収等担当者、警部補相当職以下）氏名・印影		開示				x	
	予定価格算定基礎		開示			x		変更開示

	区分	本件非開示情報	審査会の判断	非開示理由				摘要
						本	但	
93	審査会 警察犬	嘱託警察犬審査会審査員の氏名、印影	非開示			×		
		警察職員（起案者、警部補相当職以下）氏名・印影	非開示					
		資金前渡職員の口座番号	非開示					
共通	通帳 預金	警察職員（資金前渡職員、警部補相当職以下）氏名・印影	非開示					
		資金前渡職員の口座番号	非開示					

2 第二類型に属する行政文書

	区分	本件非開示情報	審査会の判断	非開示理由				摘要
						本	但	
94 99 共通	財務会計帳票	執行・資金前渡伺における資金前渡職員の口座番号 資金前渡職員名義の預金通帳における口座番号、お客様番号	非開示				×	
		精算通知書における精算内訳欄の繰越額、今回受領額、計、支払額、残額、領収書枚数 執行・資金前渡伺における資金前渡額 資金前渡職員名義の預金通帳におけるお支払金額、お預り金額、差引残額 支出負担行為兼支出命令決議書又は年度・会計・科目訂正決議書における犯罪捜査協力報償費月額	開示			(×)	×	変更開示
		犯罪捜査協力報償費支払明細書兼残高証明書における月の受入額、計欄の受入額、月ごとの累計 現金出納簿における受入金額（月額、月ごとの累計額、頁間繰越）、支払金額（月額、月ごとの累計額、頁間繰越）、差引残額（月額、月ごとの累計額、頁間繰越）	開示			(×)	×	変更開示
		犯罪捜査協力報償費支払明細書兼残高証明書における支払額、残額 現金出納簿における支払金額、差引残高（情報提供謝礼等に関するもの）	開示				×	
		同上（接触費、通信費に関するもの）	開示			(×)	×	
		現金出納簿における摘要欄の捜査の対象となる事件等 （個別的具体的事件、特定の情報提供者が明らかにならないと認められるもの。返納・追給の区分を含む。）	開示			(×)	×	
		同上 （個別的具体的事件、特定の情報提供者が明らかになると認められる以下のもの）別記	非開示					
<p>【別記】 事件捜査費に冠されている「 」の部分又は文字数（例：最初の 文字）</p> <p>（1）捜査第一課 4月 6番目（「同上」を除いて数える。以下同じ。） 5月 3番目・5番目・8番目に記録されている事件 6月 1番目・4番目・7番目・9番目・10番目に記録されている事件 7月 1番目・5番目・8番目に記録されている事件 8月 1番目に記録されている事件 5番目に記録されている事件の最初の5文字、7番目に記録されている事件の最初の5文字 9月 6番目・10番目に記録されている事件、 3番目に記録されている事件の最初の5文字、7番目に記録されている事件の最初の5文字、9番目に記録されている事件の最初の5文字、12番目に記録されている事件の最初の5文字 10月 2番目・5番目・11番目に記録されている事件 1番目に記録されている事件の最初の5文字 11月 2番目に記録されている事件の最初の5文字、3番目に記録されている事件の最初の8文字、5番目に記録されている事件の最初の5文字 12月 4番目・5番目・7番目・9番目に記録されている事件</p>								

区分	本件非開示情報	審査会 の判断	非開示理由				摘要
					本	但	
	<p>1 番目に記録されている事件の最初の5文字, 2 番目に記録されている事件の最初の5文字, 3 番目に記録されている事件の最初の5文字</p> <p>1 月 7 番目に記録されている事件 1 番目に記録されている事件の最初の5文字, 2 番目に記録されている事件の最初の5文字, 3 番目に記録されている事件の最初の2文字, 6 番目に記録されている事件の最初の5文字, 9 番目に記録されている事件の最初の3文字, 11 番目に記録されている事件の最初の3文字, 12 番目に記録されている事件の最初の3文字, 13 番目に記録されている事件の最初の3文字</p> <p>2 月 4 番目・5 番目・6 番目・9 番目に記録されている事件 1 番目に記録されている事件の最初の3文字</p> <p>(2) 捜査第二課 非開示部分なし</p> <p>(3) 暴力団対策課 「事件捜査費」を除きすべて非開示</p> <p>(4) 鑑識課 10月 1 番目に記録されている事件の最初の3文字 2 月 5 番目に記録されている事件の最初の3文字</p> <p>(5) 機動捜査隊 5 月 9 番目に記録されている事件の最初の3文字</p> <p>(6) 交通指導課 4 月 3 番目・4 番目に記録されている事件 5 月 4 番目・5 番目・6 番目・7 番目に記録されている事件 6 月 1 番目・3 番目・5 番目・6 番目・8 番目に記録されている事件 7 月 4 番目・6 番目・7 番目に記録されている事件 8 月 3 番目に記録されている事件 9 月 2 番目・4 番目・6 番目に記録されている事件 11月 2 番目・4 番目・6 番目に記録されている事件 12月 2 番目・3 番目・4 番目に記録されている事件 1 月 1 番目・5 番目に記録されている事件 2 月 2 番目・3 番目に記録されている事件</p>						
	犯罪捜査協力報償費支払明細書兼残高証明書における支払月	開 示			(×)	×	変更開示
	現金出納簿における支払月						
	犯罪捜査協力報償費支払明細書兼残高証明書における支払日	非開示			()	×	
	現金出納簿における支払日						
	犯罪捜査協力報償費支払明細書兼残高証明書における摘要欄	開 示			(×)	×	変更開示
	現金出納簿における摘要欄の捜査員の官職	開 示			(×)	×	
	現金出納簿における摘要欄の捜査員の氏名	非開示					
	現金出納簿における月締めの確認者印影, 年度間の所属長の引継ぎに係る記載, 所属長官職, 氏名, 印影	開 示			(×)	×	変更開示
支出証拠書類	本件行政文書の表題	開 示			(×)	×	変更開示
	様式の欄の表題						
	本件行政文書の所属年度	開 示			(×)	×	変更開示
	支払精算書のあて先, 捜査員勤務課署名	開 示			(×)	×	変更開示
	月分捜査費総括表における取扱者氏名 捜査費支出何における課・署長押印欄, 次長等押印欄, 出納簿登記確認印欄の印影	開 示			(×)	×	変更開示
	支払精算書における確認書欄の課・署長の押印欄の印影 奥書証明における確認書の課署長押印欄の印影	開 示			(×)	×	
	捜査員の官職	開 示				×	
	特定の捜査員の氏名, 印影	非開示					
	領収書のあて先(上様)	開 示			(×)	×	
	同上(捜査員)	非開示					
捜査員の人数「(捜査員氏名)ほか 名渡」	開 示			(×)	×		

区分	本件非開示情報	審査会の判断	非開示理由				摘要
					本	但	
	支払精算書における個別執行金額 領収書における金額 返納・支払，返納・不足の区分 支払精算書における既受領額，支払額， 差引不足額 捜査費支出何における概算払いの総額， 内訳欄の金額 (情報提供謝礼等)	開示				×	
	同上(接触費，通信費)	開示			(×)	×	
	月分捜査費総括表における繰越額，受入 額，支払額等	開示			(×)	×	変更開示
	支払精算書における既受領額，支払額， 差引不足額(接触費，通信費)	開示				×	
	同上(接触費，通信費)	開示			(×)	×	
	県費捜査費証拠書類，捜査費支出何にお ける施行月	開示			(×)	×	変更開示
	上記以外の月等	開示			(×)	×	
	領収等の日にち	非開示			()	×	
	支払精算書における確認書に記載されて いる記述	開示			(×)	×	変更開示
	捜査費支出何における支出の事由，支払 精算書における支払事由(個別的具体的 事件，特定の情報提供者が明らかになら ないと認められるもの)	開示			(×)	×	
	同上(個別的具体的事件，特定の情報提 供者が明らかになると認められるもの)	非開示					
	支払精算書における債主名 (情報提供謝礼等，接触費)	非開示					
	支払精算書における債主名 (通信費)	開示				×	
	支払精算書における備考欄に記載されて いる領収書を徴することができなかった 理由(一般的抽象的記述)	開示			(×)		
	同上(個別的具体的記述)	非開示					
	領収書における用途の欄 (一般的抽象的表現)	開示			(×)	×	
	同上(個別的具体的表現)	非開示					
	領収書発行者(情報提供者等)氏名，住 所，電話番号等	非開示					
	領収書発行者(飲食店等)名称，住所， 電話番号等	非開示					
	奥書証明における支出事由(特定の捜査 員が識別されない場合)	開示			(×)	×	
	同上(特定の捜査員が識別される場合)	非開示					

別紙2 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
14 . 9 . 13	諮問を受けた。(諮問第106号)
14 . 10 . 28	審査請求人から意見書を受理した。
15 . 1 . 7 (第175回審査会)	事案の審議を行った。
15 . 1 . 30 (第176回審議会)	事案の審議を行った。
15 . 3 . 3 (第177回審議会)	事案の審議を行った。
15 . 3 . 20 (第178回審議会)	審査請求人から意見等を聴取した。
15 . 4 . 21 (第179回審議会)	実施機関から非開示理由等を聴取した。
15 . 6 . 3 (第180回審議会)	事案の審議を行った。
15 . 6 . 24 (第181回審議会)	事案の審議を行った。
15 . 7 . 15 (第182回審議会)	事案の審議を行った。
15 . 7 . 28 (第183回審議会)	事案の審議を行った。
15 . 8 . 4 (第184回審議会)	事案の審議を行った。
15 . 9 . 22 (第185回審議会)	事案の審議を行った。
15 . 10 . 7 (第186回審議会)	事案の審議を行った。
15 . 10 . 28 (第187回審議会)	事案の審議を行った。
15 . 11 . 17 (第188回審議会)	事案の審議を行った。
15 . 12 . 1 (第189回審議会)	事案の審議を行った。
15 . 12 . 15 (第190回審議会)	事案の審議を行った。
16 . 1 . 26 (第191回審議会)	事案の審議を行った。
16 . 2 . 9 (第192回審議会)	事案の審議を行った。
16 . 3 . 8 (第193回審議会)	事案の審議を行った。
16 . 4 . 13 (第194回審議会)	事案の審議を行った。

16.4.27 (第195回審議会)	事案の審議を行った。
16.5.26 (第196回審議会)	事案の審議を行った。
16.6.15 (第197回審議会)	事案の審議を行った。
16.6.29 (第198回審議会)	事案の審議を行った。
16.7.6 (第199回審議会)	事案の審議を行った。
16.7.27 (第200回審議会)	事案の審議を行った。
16.8.2 (第201回審議会)	事案の審議を行った。
16.8.24 (第202回審議会)	事案の審議を行った。
16.9.6 (第203回審議会)	事案の審議を行った。
16.9.17 (第204回審議会)	事案の審議を行った。
16.9.30 (第205回審議会)	事案の審議を行った。

(参 考)

宮城県情報公開審査会委員名簿 (五十音順)

氏 名	現 職	備 考
犬飼 健郎	弁護士	会長
遠藤香枝子	主婦	
岡本 勝	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
木下 淑恵	東北学院大学法学部助教授	
佐々木健次	弁護士	

(平成16年9月30日現在)